

# 令和3年度版 大分県の 労働災害の現状

令和3年度全国安全週間スローガン

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場



# 大分県の労働災害の現状

## 目次

全国安全週間実施要綱	・・・	1
全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ	・・・	3
第13次労働災害防止計画の進捗状況	・・・	4
労働災害発生状況	・・・	5
STOP！転倒災害プロジェクト	・・・	12
安全で安心な店舗・施設づくり推進運動	・・・	16
エイジフレンドリーな職場づくり	・・・	18
荷物の積み降ろしを安全に	・・・	19
はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策	・・・	20
フォークリフトによる労働災害防止対策	・・・	22
STOP！熱中症クールワークキャンペーン	・・・	24
職場における新型コロナウイルス感染症対策	・・・	26
大分労働局独自の取組	・・・	28
安全衛生優良企業公表制度	・・・	29
「見える」安全活動コンクールの優良事例	・・・	29



**Safe Work** は、「労働災害を防止し、安全・安心な職場を実現する」という意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

また **Work** の**k**の文字は、安全確認のための指差呼称をする人物を模したものとしています。

背景のマークは「未来への架け橋」と虹をイメージしてデザインしたものであり、配色については、安全旗の「緑十字」や、大分県のイメージの一部である「かぼす」、「山」、「森」等を踏まえ、緑色としています。

本ロゴマークは、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に**自由にご活用いただけます**。

ロゴマークのダウンロードは大分労働局HPから

セーフワーク 大分



# 全国安全週間

令和 3 年 7 月 1 日 ~ 7 日  
準備期間 6 月 1 日 ~ 30 日



持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

今年で 94 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進など、職場における安全に対する意識高揚、安全を維持する活動の定着を目的としています。

それぞれの事業場における労使が協調した労働災害防止対策の展開によって、大分県の労働災害による死傷者数は、長期的には減少しています。一方で、転倒災害や高齢者の労働災害が年々増加していること、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害が増加していること等から、令和 2 年は、平成 21 年以降で最多の死傷者数となりました。

こうした状況を踏まえ、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成いただくようお願いします。

## 安全週間中及び準備期間中に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

3

ページ

26, 27

ページ

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

## 継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進

### ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等による PDCA サイクルの確立



## イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

## ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

## エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

## オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施



② 業種の特性に応じた労働災害防止対策（抜粋）

**ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

**イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 19 ページ
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 22, 23 ページ
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施 19 ページ

**ウ 建設業における労働災害防止対策**

- (ア) 一般的事項
  - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
  - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
  - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
  - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保



(イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

**エ 製造業における労働災害防止対策**

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者

に付与する等の安全管理の実施

- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

**オ 林業の労働災害防止対策**

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

**ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施 18 ページ
- (イ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

**イ 転倒災害防止対策（STOP! 転倒災害プロジェクト）**

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 12~15 ページ
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

**ウ 交通労働災害防止対策**

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

**エ 熱中症予防対策（STOP! 熱中症クールワークキャンペーン）** 24, 25 ページ

- (ア) WBGT 値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等



全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ

# 新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら 全国安全週間の取組を実施するようお願いいたします

全国安全週間実施要綱の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、**3つの密**の場面になる事項もあります。

例えば、大会や講演会などのイベントの開催形式の見直し、多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の開催形式の見直し、参加者の限定、テレビ会議などの積極的活用などの対応により、**3つの密**を避けて取り組んでいただくようお願いいたします。

①換気の悪い  
密閉空間



②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



## 今年の**全国安全週間説明会**はオンライン開催



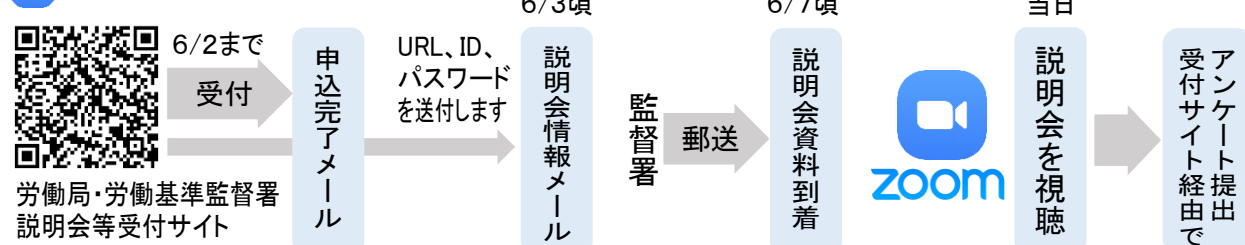
毎年6月に大分県内各地で労働基準協会各支部と共催している全国安全週間説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮して、本年は、Web 会議サービス「Zoom（ズーム）」を使用したオンライン説明会として下記のとおり開催します。

事業主又は安全担当者の皆様におかれましては、受付サイトから事前申込みの上、参加いただきますようお願いいたします。

### オンライン説明会の開催日時

月日（曜）	時間	監督署	対象地域
6月10日（木）	14時～1時間程度	豊後大野署	竹田市、豊後大野市
6月11日（金）	14時～15時30分	大分署	大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、日出町、姫島村
6月14日（月）	14時～1時間程度	佐伯署	佐伯市、臼杵市、津久見市
6月15日（火）	14時～1時間程度	日田署	日田市、玖珠町、九重町
6月16日（水）	14時～1時間程度	中津署	中津市、豊後高田市、宇佐市

### 当日までの流れ



### 注意事項

- ・申込みの受付は「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」で行います。
- ・説明会の視聴には、インターネット環境が必要となります。視聴に使用する端末（PC、タブレット、スマートフォン等）への Zoom アプリのインストールが推奨されます。
- ・都合により当日参加できなかった場合は、後日、説明会の動画を視聴することが可能です。この場合も、期日までに受付サイトによる申込みが必要です。

# 第13次労働災害防止計画 **大分局版** のポイント

～ 誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて ～

- POINT 1** 国の「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が県内の労働災害等を減少させるため、重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。略して「13次防」と呼んでいます。
- POINT 2** 13次防の計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間です。
- POINT 3** 13次防では、死亡災害、死傷災害等の減少に向けて、計画の数値目標を定めています。
- POINT 4** 計画の目標を達成するため、5つの業種について重点的に取り組みます。

## 計画の目標

**死亡災害** 13次防期間中の総数を、次のとおりとする。

- ☞ **全業種**について、12次防期間中の総数57人より **15%以上減少**させ **48人以下**とする。
- ☞ **建設業**について、12次防期間中の総数26人より **15%以上減少**させ **22人以下**とする。
- ☞ **製造業**について、12次防期間中の総数15人より **15%以上減少**させ **12人以下**とする。

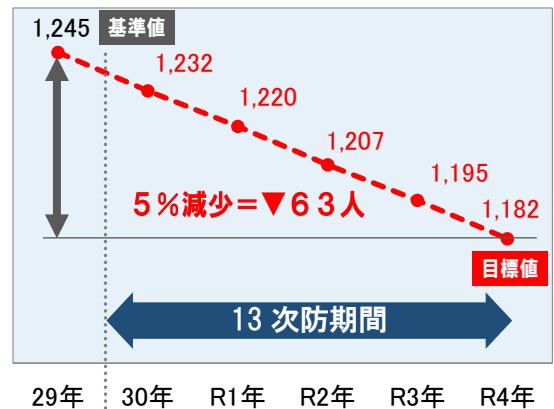
**死傷災害**

- ☞ 令和4年の**全業種**の死傷者数を、平成29年より **5%以上減少**させ、**1,182人以下**とする。

**労働者の健康確保対策**

- ☞ 令和4年度までに**メンタルヘルス対策**に取り組んでいる事業場の割合を **80%以上**とする。  
(労働者30人以上の事業場)

死傷者数 13次防の目標 | 全業種 (人)



## 重点対象業種

- ☞ **建設業**    ☞ **製造業**    ☞ **陸上貨物運送事業**
- ☞ **林業**      ☞ **第三次産業** (小売業・社会福祉施設・飲食店)

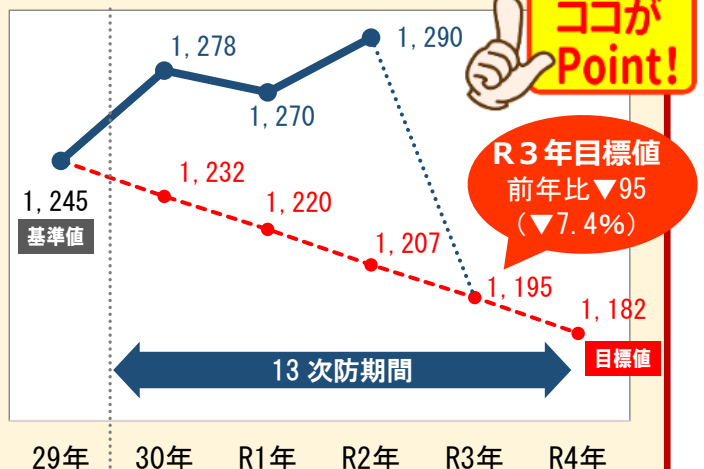
## 大分労働局 13次防の進捗状況 / 5か年計画のうちの3年経過時点

**死亡災害 発生状況 (人)**

年	全産業	建設業	製造業
平成30年	7	3	1
令和元年	16	3	2
令和2年	13	3	1
(3年計)	36	9	4
(5年換算)	60	15	6
13次防目標値	48	22	12

- ✔ 全産業における3年間の**死亡者数**は36人で、5年換算すると、目標値を大きく上回っています。
- ✔ 目標達成のためには、今後2年間の**死亡者数**を12人以下に抑え込む必要があります。
- ✔ 建設業及び製造業の**死亡者数**の5年換算値は、目標値を下回っています。

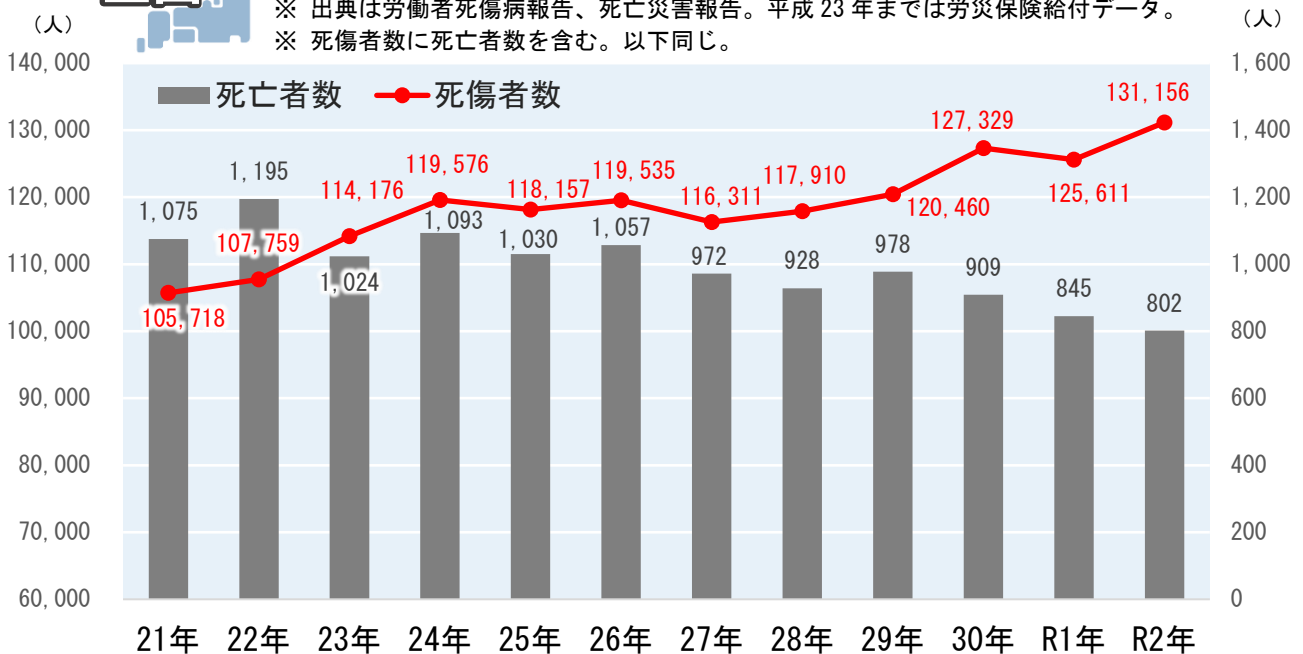
**死傷災害 発生状況 (人)**



- ✔ **死傷者数**は3年連続で基準値を上回っています。令和2年の1,290人は、基準値を3.6%上回っています。
- ✔ このため、令和3年の**死傷者数**の目標値は、**前年比7.4%減の1,195人**としています。

# 労働災害発生状況

## 全国 休業4日以上之死傷者数 | 全産業



☞ 令和2年の死亡者数は、802人と3年連続で過去最少となりました。

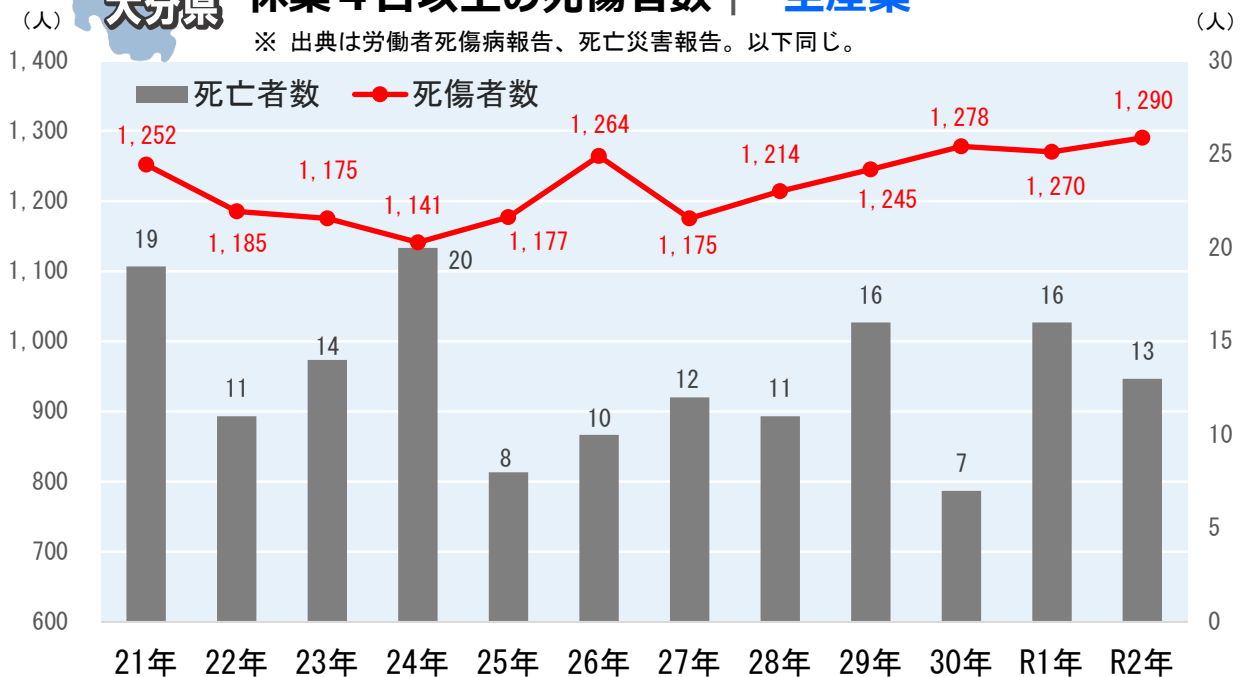
13次防の全国目標（令和4年を29年比較15%以上減少）の達成に向け着実に減少しています。

☞ 一方、令和2年の死傷者数は、前年から4.4%増加し、平成14年以降で最多となりました。

また、13次防の基準値（平成29年件数）を8.9%上回っています。

死傷者のうち、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害は6,041人（4.6%）でした。

## 大分県 休業4日以上之死傷者数 | 全産業



☞ 令和2年の死亡者数は13人でした。13次防の大分目標数値（5か年の総数48人以下）の達成には、今後の2年間で12人以下に抑える必要があります。

☞ 令和2年の死傷者数は、前年から1.6%増加し、平成21年以降では最多となりました。

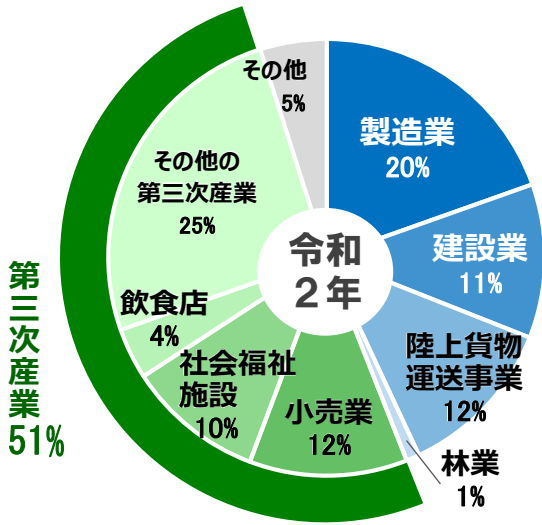
また、13次防の基準値（平成29年）を3.6%上回っています。

死傷者のうち、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害は35人（2.7%）でした。

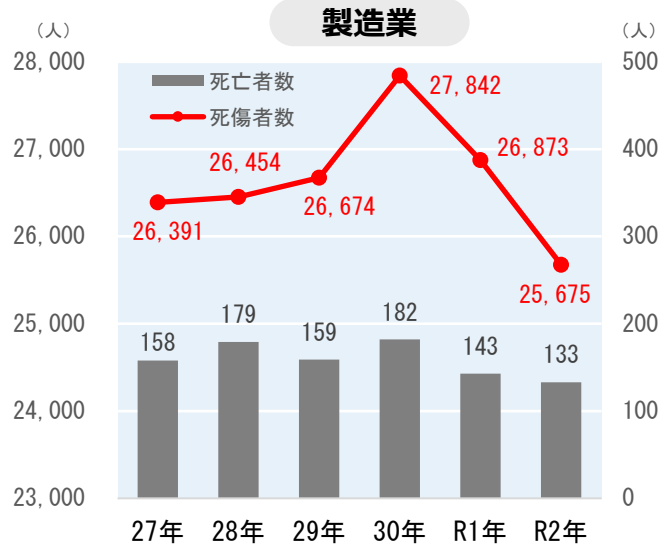


# 休業4日以上の死傷者数

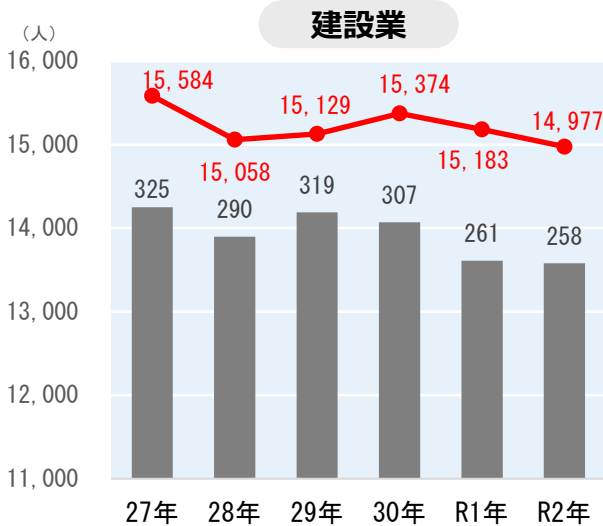
# 主要業種の割合と推移



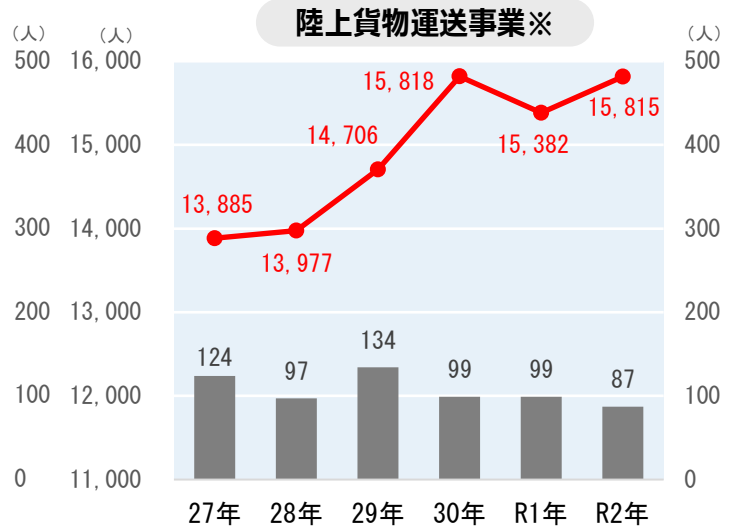
☞第三次産業の労働災害が51%を占めています。



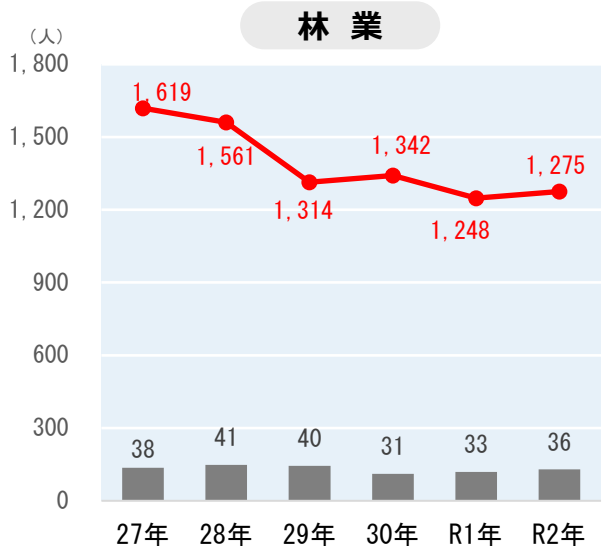
☞死亡者数、死傷者数ともに減少しています。



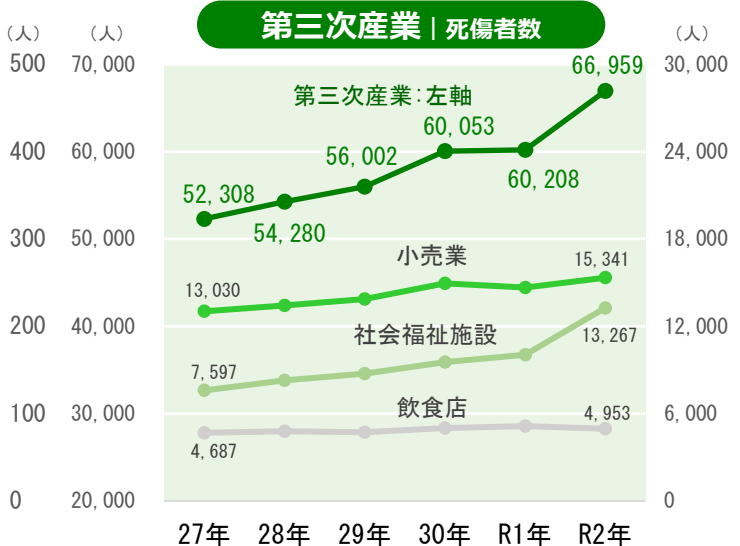
☞死傷者数は小幅な減少となっています。  
☞死亡者数は減少したものの、全産業中、最も多く発生しています。



※道路貨物運送業(4-3)と陸上貨物取扱業(5-1)の合計。以下同じ。  
☞死傷者数は5年間で13.9%増加しています。

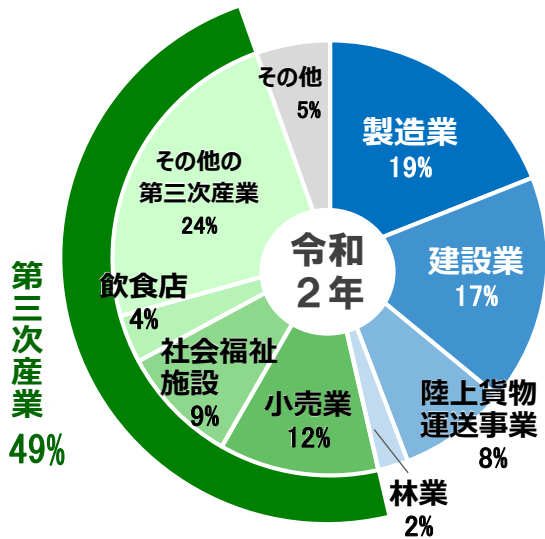


☞死傷者数は5年間で21%減少しています。

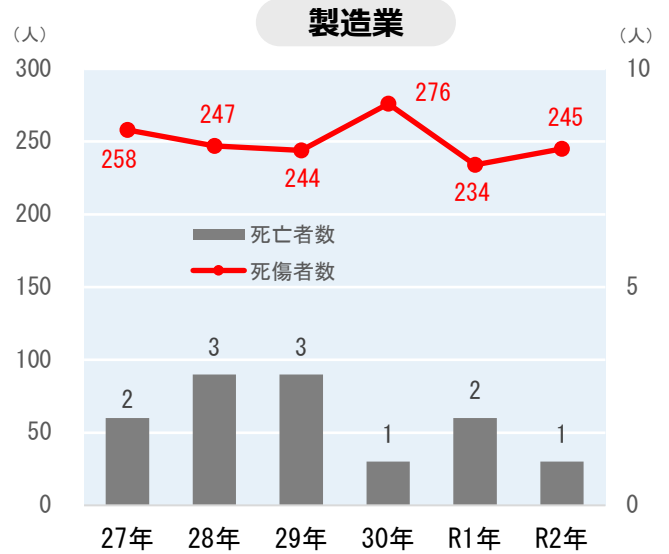


☞第三次産業の死傷者数は、5年間で28%増加しています。

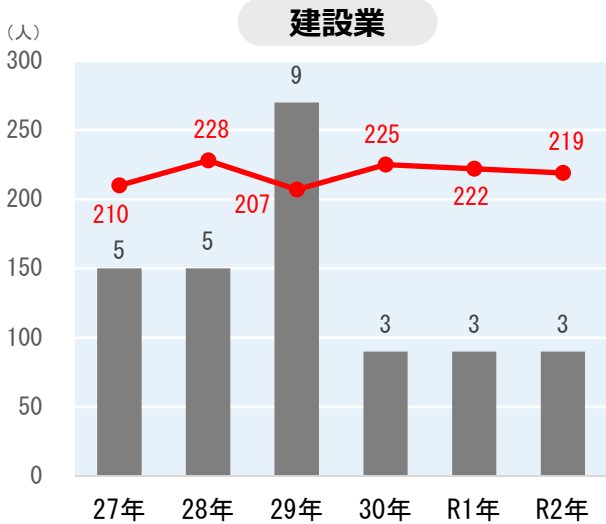




☞第三次産業の労働災害が49%を占めています。

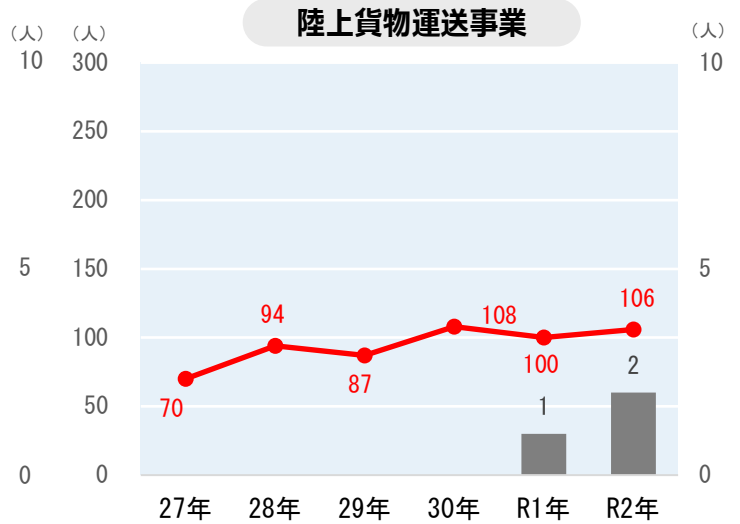


☞死傷者数は増減を繰り返しています。



☞死傷者数は減少傾向にありません。

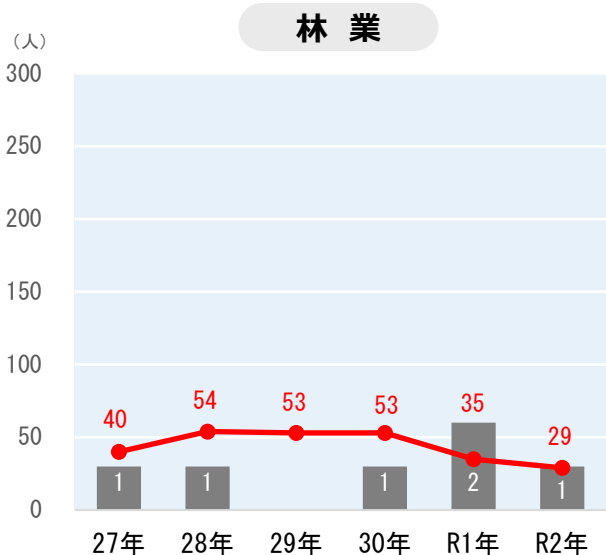
☞死亡者数は前年と同数で、全産業中、最も多く発生しています。



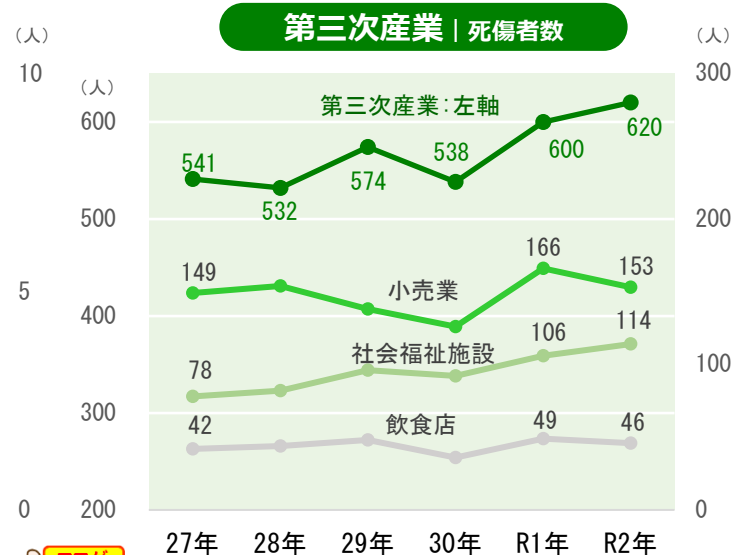
👉ココがPoint!

☞死亡災害が2年連続で発生しました。

☞死傷者数は5年間で51%増加しています。



☞死傷者数は5年間で28%減少しています。



👉ココがPoint!

☞第三次産業の死傷者数は、5年間で15%増加しています。そのうち、社会福祉施設は、5年間で46%増加しています。

業種	令和2年		令和元年		死傷者増減数	死傷者前年比
	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者		
1 食料品製造業		45		44	+1	102.3%
2 繊維工業		2			+2	#
3 衣服その他の繊維製品製造業				1	▼1	0.0%
4 木材・木製品製造業		37		37	±0	100.0%
5 家具・装備品製造業		7		10	▼3	70.0%
6 パルプ・紙・紙加工品製造業		2		2	±0	100.0%
7 印刷・製本業		2		1	+1	200.0%
8 化学工業		9		8	+1	112.5%
9 窯業土石製品製造業		20		13	+7	153.8%
10 鉄鋼業		6		4	+2	150.0%
11 非鉄金属製造業		2		1	+1	200.0%
12 金属製品製造業	1	30		36	▼6	83.3%
13 一般機械器具製造業		9		8	+1	112.5%
14 電気機械器具製造業		9		10	▼1	90.0%
15 輸送用機械等製造業		35	2	43	▼8	81.4%
16 電気・ガス・水道業		2		3	▼1	66.7%
17 その他の製造業		28		13	+15	215.4%
<b>1 製造業 ☆</b>	<b>1</b>	<b>245</b>	<b>2</b>	<b>234</b>	<b>+11</b>	<b>104.7%</b>
<b>2 鉱業</b>		<b>3</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>+1</b>	<b>150.0%</b>
1 土木工事業	1	64	1	84	▼20	76.2%
2 建築工事業		108	1	96	+12	112.5%
3 その他の建設業	2	47	1	42	+5	111.9%
<b>3 建設業 ☆</b>	<b>3</b>	<b>219</b>	<b>3</b>	<b>222</b>	<b>▼3</b>	<b>98.6%</b>
1 鉄道・軌道・水運・航空業						
2 道路旅客運送業		18		27	▼9	66.7%
3 道路貨物運送業 ☆	2	105	1	100	+5	105.0%
<b>4 運輸交通業</b>	<b>2</b>	<b>123</b>	<b>1</b>	<b>127</b>	<b>▼4</b>	<b>96.9%</b>
1 陸上貨物取扱業 ☆		1			+1	#
2 港湾運送業	1	3		3	±0	100.0%
<b>5 貨物取扱業</b>	<b>1</b>	<b>4</b>		<b>3</b>	<b>+1</b>	<b>133.3%</b>

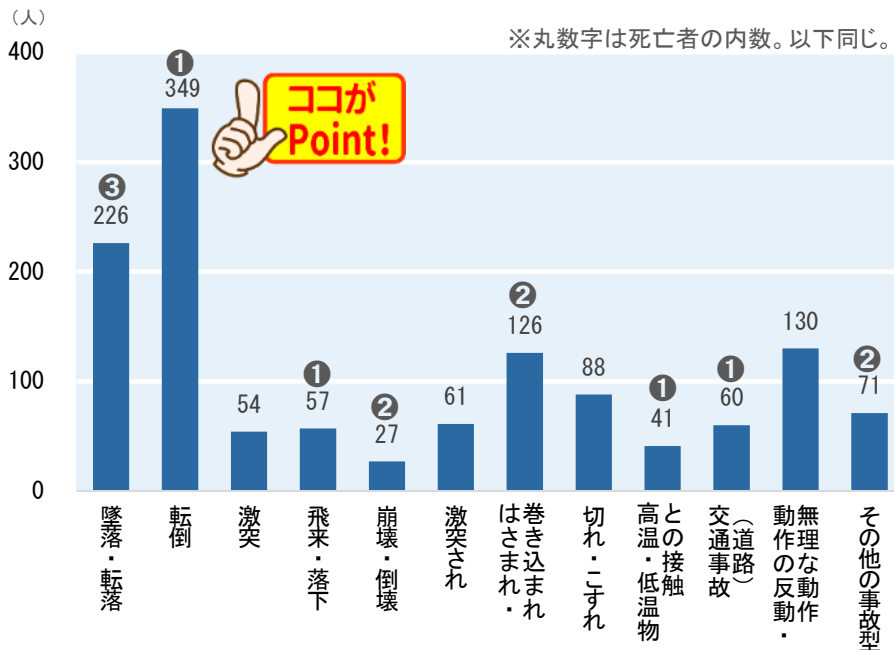
業種	令和2年		令和元年		死傷者増減数	死傷者前年比
	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者		
1 農業	1	25		29	▼4	86.2%
2 林業	1	29	2	35	▼6	82.9%
<b>6 農林業</b>	<b>2</b>	<b>54</b>	<b>2</b>	<b>64</b>	<b>▼10</b>	<b>84.4%</b>
1 畜産業		13		10	+3	130.0%
2 水産業	1	9	1	8	+1	112.5%
<b>7 畜産・水産業</b>	<b>1</b>	<b>22</b>	<b>1</b>	<b>18</b>	<b>+4</b>	<b>122.2%</b>
1 卸売業		21	1	20	+1	105.0%
2 小売業 ☆	1	153	2	166	▼13	92.2%
3 理美容業		5		1	+4	500.0%
4 その他の商業		8		12	▼4	66.7%
<b>8 商業</b>	<b>1</b>	<b>187</b>	<b>3</b>	<b>199</b>	<b>▼12</b>	<b>94.0%</b>
<b>9 金融・広告業</b>		<b>6</b>	<b>1</b>	<b>20</b>	<b>▼14</b>	<b>30.0%</b>
<b>10 映画・演劇業</b>		<b>1</b>		<b>0</b>	<b>+1</b>	<b>#</b>
<b>11 通信業</b>		<b>30</b>		<b>14</b>	<b>+16</b>	<b>214.3%</b>
<b>12 教育・研究業</b>		<b>9</b>		<b>5</b>	<b>+4</b>	<b>180.0%</b>
1 医療保健業		69		31	+38	222.6%
2 社会福祉施設 ☆		114	1	106	+8	107.6%
3 その他の保健衛生業		1		2	▼1	50.0%
<b>13 保健衛生業</b>		<b>184</b>	<b>1</b>	<b>139</b>	<b>+45</b>	<b>132.4%</b>
1 旅館業		31		39	▼8	79.5%
2 飲食店 ☆		46		49	▼3	93.9%
3 その他の接客娯楽業		19		28	▼9	67.9%
<b>14 接客娯楽業</b>		<b>96</b>		<b>116</b>	<b>▼20</b>	<b>82.8%</b>
<b>15 清掃・と畜業</b>	<b>2</b>	<b>71</b>		<b>75</b>	<b>▼4</b>	<b>94.7%</b>
<b>16 官公署</b>						
<b>17 その他の事業</b>		<b>36</b>	<b>1</b>	<b>32</b>	<b>▼4</b>	<b>94.7%</b>
<b>第三次産業合計</b>	<b>3</b>	<b>620</b>	<b>6</b>	<b>600</b>	<b>+20</b>	<b>103.3%</b>
<b>合計</b>	<b>13</b>	<b>1,290</b>	<b>16</b>	<b>1,270</b>	<b>+20</b>	<b>101.6%</b>

※死亡者数は、死傷者数の内数。 ※☆は 13 次防の重点対象業種。同重点対象業種のうち「陸上貨物運送事業」は 4-3 と 5-1 の合計 ※「第三次産業」は 8 号～17 号の合計。

# 大分県 休業4日以上之死傷者数 | 令和2年

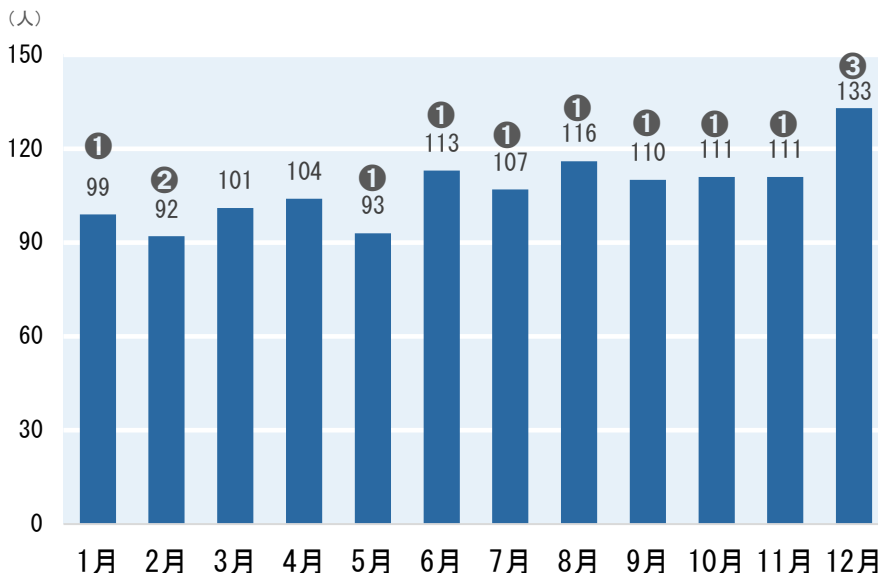
## 事故の型別

- ☞ 11年連続で「転倒」が最多となっています。  
令和2年の「転倒」の割合は27.1%となっています。
- ☞ 「墜落、転落」「崩壊、倒壊」「はさまれ、巻き込まれ」で複数の死亡災害が発生しています。
- ☞ 「動作の反動、無理な動作」には腰痛などが含まれています。



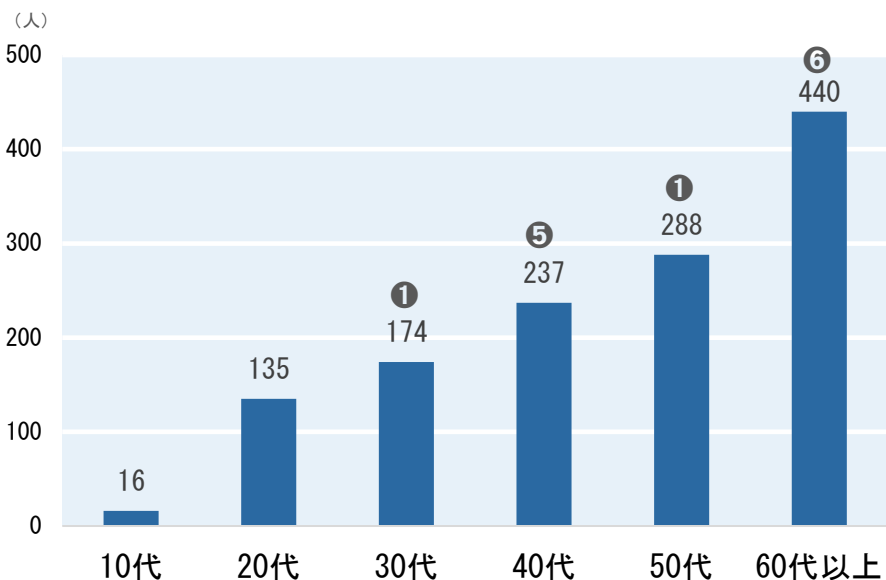
## 発生月別

- ☞ 12月に最も多く発生しています。次いで8月、6月の順に多くなっています。
- ☞ 死亡災害も12月が最も多く、3件発生しています。

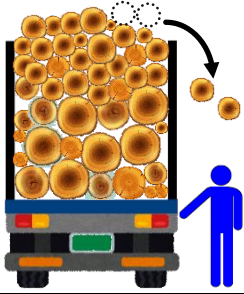
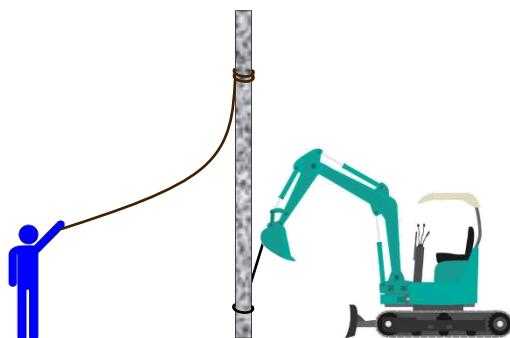


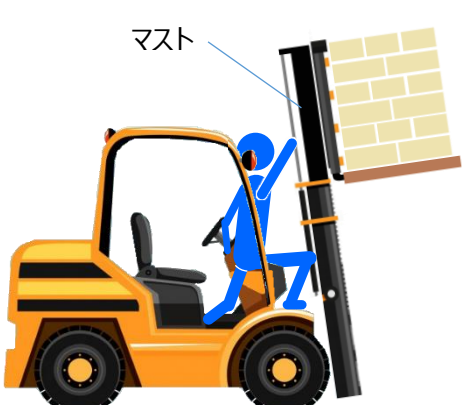
## 被災者年齢別

- ☞ 年代が高くなるにつれて死傷者数が増えています。
- ☞ 死亡者の約半数は60歳以上となっています。



# 大分県 死亡災害発生状況 | 令和2年

No.	発生月	性別	職種	災害発生状況
	時間帯	年齢	経験	
	業種	事故の型		
		起 因 物		
1	1月	男	作業員	湾内で養殖魚の給餌作業中に時化となったため、作業を止めて漁港へ帰港していたところ、操縦していた船のエンジンが停止し、海岸に座礁した。その後、行方不明となったもの。
	11時台	40代	10年	
	水産業	おぼれ水		
2	2月	男	作業員	木材伐出現場において、木材グラブ機を用いて作業中、当該機械を後進させたところ、その後方で作業を行っていた被災者が、当該機械にひかれたもの。
	8時台	40代	5年	
	林業	はさまれ、巻きこまれ 伐木等機械		
3	2月	男	運転手	<p>貨物自動車に積載していた木材を荷下ろしするため、荷締め機で固縛したワイヤーロープを外したところ、荷台から木材2本が落下し、頭部を直撃したもの。</p> <p><b>原因</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材を支柱よりも高く積んでいたこと。</li> <li>・荷締め機からワイヤーロープを外した時に、木材が崩れ落ちたこと。※原因の一部を抜粋。以下の事例も同じ。</li> </ul> <p><b>対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷を、支柱よりも高く積まないこと。</li> <li>・ロープ解きをする前に、積荷の状態を確認し、荷の落下等の危険がないことを確認した上で作業にかかること。</li> </ul> 
	7時台	30代	16年	
	道路貨物運送業	飛来、落下 木材、竹材		
4	5月	男	クレーン運転士	引込みクレーン（つり上げ荷重 300t）の走行中に、当該クレーンが走行レールのエンドストッパーに激突した衝撃で、運転士が搭乗していた運転席を含む上部構造部分が倒壊したもの。
	16時台	40代	6年	
	金属製品製造業	崩壊、倒壊 クレーン		
5	6月	男	作業員	<p>ドラグ・ショベルで電柱（約 10m）を引き抜いたところ、電柱に巻き付けた導きロープを持っていた被災者に電柱が直撃したもの。</p> <p><b>原因</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラグ・ショベルの主たる用途以外の「つり上げ」により電柱を引き抜いたこと。</li> <li>・電柱が倒れる範囲に労働者を立ち入らせたこと。</li> </ul> <p><b>対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラグ・ショベルを主たる用途以外に使用しないこと。</li> <li>・適切な長さの導きロープの選定、労働者の立入禁止区域の設定等を行った上で作業を行わせること。</li> </ul> 
	15時台	50代	36年	
	その他の建設業	崩壊、倒壊 掘削用機械		
6	7月	男	作業員	産業廃棄物処理場の屋外で、不燃物の分別作業中、倒れているところを発見された。翌日、熱中症により死亡したもの。
	16時台	40代	10年	
	清掃・と畜業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境		

No.	発 生 月	性 別	職 種	災 害 発 生 状 況
	時 間 帯	年 齢	経 験	
	業 種	事 故 の 型		
		起 因 物		
7	8月	男	営業	塗装工場の廃液タンク（外寸 5.4m×26.3m×3.5m）の上で作業をしていたところ、点検口（0.6m×0.6m）から廃液タンク内に墜落し、おぼれたもの。
	15時台	40代	18年	
	小売業	おぼれ その他の装置、設備		
8	9月	男	配管工	圧力容器の配管（塩ビ管、内径 40 mm）のうち、高さ 2.25mの位置にある逆止弁の取り替え作業を行っていたところ、心肺停止状態で床面に倒れているところを発見されたもの。
	9時台	60代	32年	
	その他の建設業	転倒 通路		
9	10月	男	運転手	トレーラーで自動車専用道路 I C 内の交差点に右折進入したところ、曲がり切れず、道路左側の防護壁に衝突し、約 10m下の県道にトレーラーとともに転落したもの。
	13時台	60代	28年	
	港湾運送業	交通事故（道路） トラック		
10	11月	男	作業員	コンクリート擁壁の型枠に設置した張出足場の組替作業中、足場板から 1.5m下の地面に倒れているところを発見されたもの。
	11時台	60代	11年	
	土木工事業	墜落、転落 足場		
11	12月	男	作業員	コンクリート破砕機のホッパーに詰まったコンクリート塊を除去しようとしたところ、ホッパー内に墜落し、クラッシャーに下半身を挟まれたもの。
	14時台	60代	12年	
	清掃・と畜業	墜落、転落 混合機、粉砕機		
12	12月	男	作業員	公園の樹木の枝（高さ 4.3m）の上で剪定作業をしていたところ、地面に墜落したもの。
	9時台	60代	6か月	
	農業	墜落、転落 立木等		
13	12月	男	作業員	フォークリフトで貨物自動車に荷を積み込み中、身体の一部が操作レバーに触れて、マストが運転席側に倒れたため、マストと本体との間に挟まれたもの。
	15時台	60代	35年	
	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ フォークリフト		
				<p><b>原因</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークを上げたまま、運転位置から離れたこと。</li> <li>・エンジンがかかったまま、運転位置から離れたこと。</li> <li>・あらかじめ作業計画を定めていなかったこと。</li> </ul> <p><b>対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転位置から離れる際には、フォークを最低降下位置に置き、エンジンを停止させること。</li> <li>・フォークリフトを用いる作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わせること。</li> </ul>

# STOP! 転倒災害



## プロジェクト

大分労働局 労働基準部 健康安全課

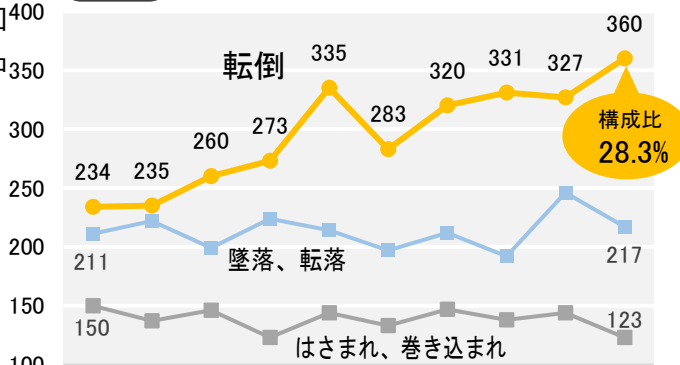
大分県では、労働災害のうち、転倒災害が28.3%を占めています 令和元年

厚生労働省などでは、平成27年から本プロジェクト<sup>(ウ)</sup>を継続していますが、大分県では、依然として、増加<sup>400</sup>傾向に歯止めがかからず、休業4日以上<sup>350</sup>の労働災害の中で転倒災害が28.3%を占め、最も多くなっています。

令和4年までに休業4日以上<sup>350</sup>の労働災害を平成29年比で5%減少させることを目標とした第13次労働災害防止計画の達成のためには、本プロジェクトを軸とした転倒災害減少に向けた取組が重要です。

本リーフレットでは、大分県における転倒災害の特徴と効果的な転倒災害防止対策を解説します。

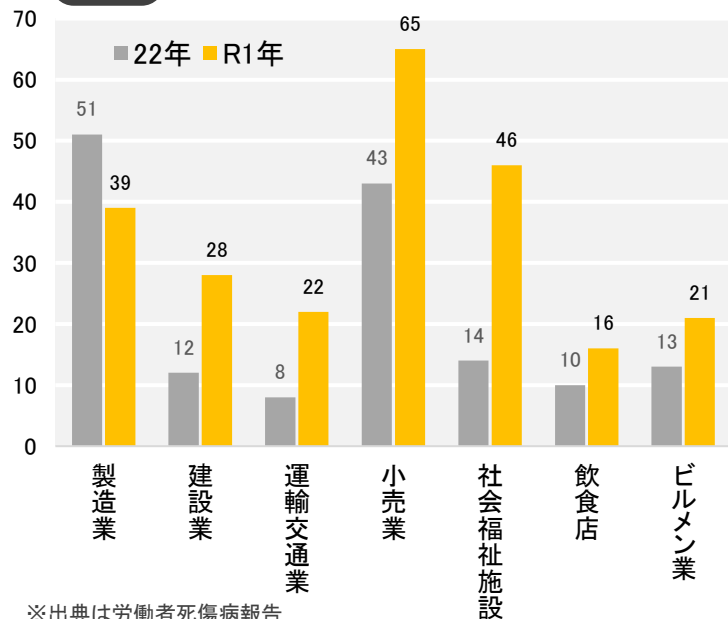
大分県 事故の型別労働災害の推移 | 全産業



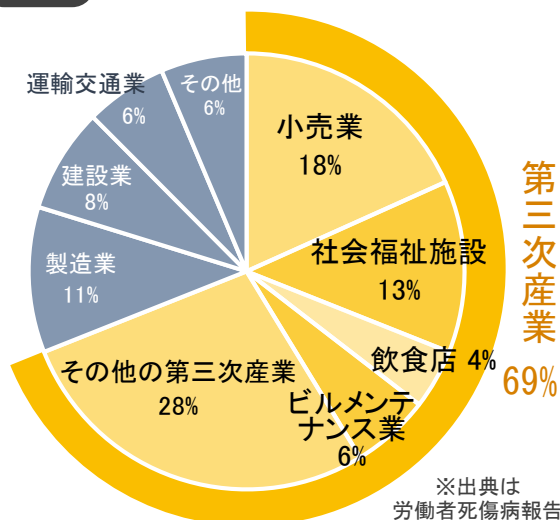
22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年 29年 30年 R1年  
※出典は労働者死傷病報告

### 転倒災害の約7割は、第三次産業の職場で発生しています

(ウ) 大分県 転倒災害の業種別発生状況

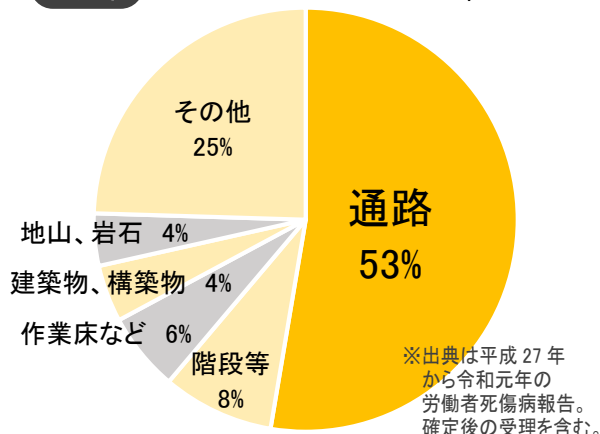


大分県 転倒災害の業種別発生割合 | 令和元年



### 転倒災害の起因物の半数は「通路」です

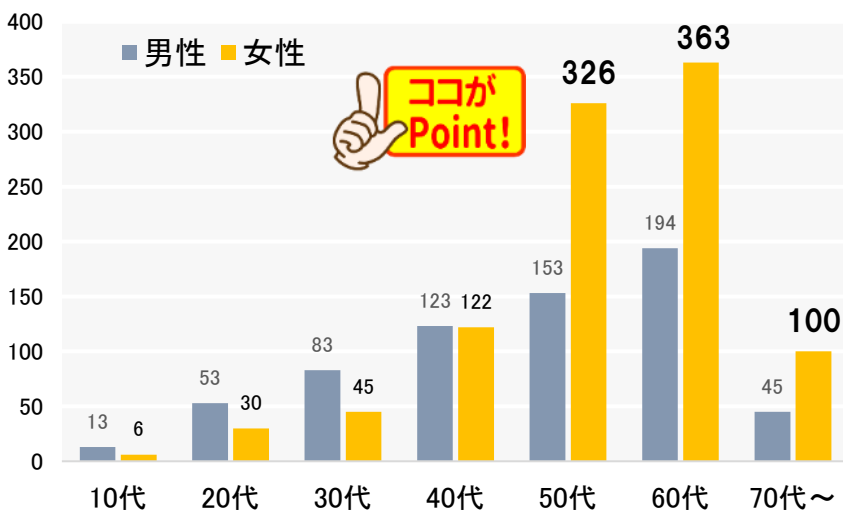
大分県 転倒災害の起因物別割合 | 過去5年



- ☞ 転倒災害は、平成22年と比較すると、製造業以外の主要産業で増加しています。
- ☞ 転倒災害のうち、69%が第三次産業の職場で発生しています。
- ☞ 平成22年との比較においても、第三次産業の増加率が高くなっています。
- ☞ 転倒災害の起因物は、「通路」が最も多く、53%を占めています。

## 転倒災害の48%は、50歳以上の女性が被災しています

(人) 大分県 転倒災害の年代別・男女別発生状況 | 過去5年



※出典は平成27年から令和元年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。

☞ 5年間の男女別発生件数は、男性：664 女性：992と女性が多くなっています。

☞ とくに **50歳以上の女性の発生件数が多く、全体の48%**を占めています。

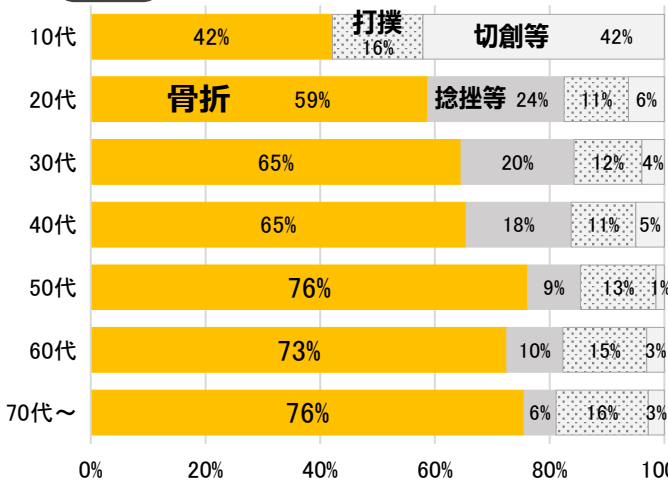
☞ 50歳以上の男女比は **1：2**となっています。

☑ **50歳以上の女性労働者への転倒災害防止の取組が求められます**

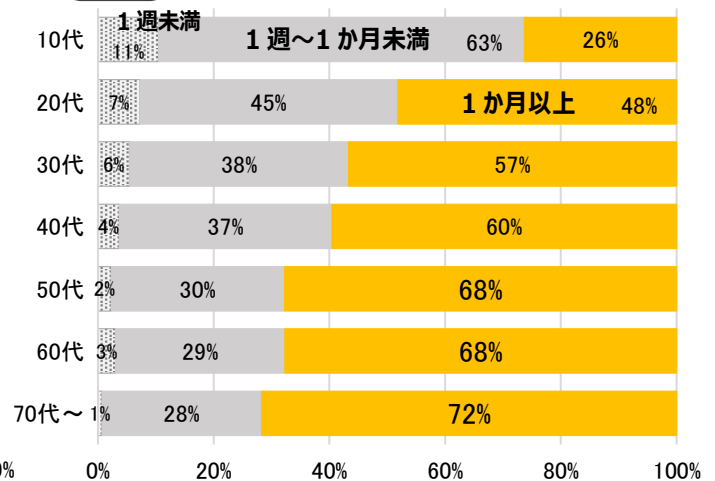


## 年齢が高くなるほど、転倒で骨折する割合と、休業が長期化する割合も高くなっています

大分県 転倒災害の年代別傷病性質 | 過去5年



大分県 転倒災害の年代別被災の程度 | 過去5年



☞ 転倒による休業4日以上災害のうち、**7割が骨折によるものです**。 ※出典は平成27年から令和元年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。左図も同じ。

☞ **50歳以上の7割で、休業期間が1か月以上に及んでいます**。

## 転倒災害の原因は、大きく3つに分けられます



**滑り**

床の素材が滑りやすいものであったり、**床に水や油**などが残ったままの状態であったりすると、滑って転倒しやすくなります。



**つまずき**

床に**凹凸や段差**があり、つまずいたという例や、**放置されていた荷物や商品**などにつまずいて転倒したという事例が多くあります。



**踏み外し**

大きな荷物を抱えて**階段を下りるとき**など、足元が見えづらいつきに足を踏み外し、転倒することがあります。

**女性には特有の転倒リスクがあります**

**靴** ハイヒールは、接地面積が狭く、姿勢が安定しないことがあります。

**服** タイトスカートは歩幅が狭くなり、ロングスカートは足元が見えにくくなります。

## 転倒災害防止対策のポイント

- ✓ 転倒する要因を取り除き、高年齢者や女性にやさしい職場環境をつくりましょう
- ✓ 転倒要因が取り除かれた職場では、安心して作業ができるため、作業効率もあがります

4S(整理・整頓・清掃・清潔)を徹底する	転倒しにくい作業方法に改善する	その他に講じる対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行場所に物を放置しない。</li> <li>用具、台車は所定位置を決める。</li> <li>床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く。</li> <li>床面の凹凸、段差などを解消する。</li> <li>通路にコードを横断させない。</li> <li>転倒しにくい床材、床塗装に変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間に余裕をもって行動する。</li> <li>滑りやすい場所では、小さな歩幅で歩行する。</li> <li>足元が見えにくい状態で作業しない。(適切な照度を確保する)</li> <li>両手がふさがる荷物の運搬は階段を避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動や作業に適した靴を着用する。</li> <li>職場の危険マップの作成による危険情報の共有を図る。</li> <li>転倒危険場所にステッカーなどを貼り、注意喚起する。</li> <li>加齢に伴う身体機能の変化を意識させ、健康と体力づくりに取り組む環境をつくる。</li> </ul>

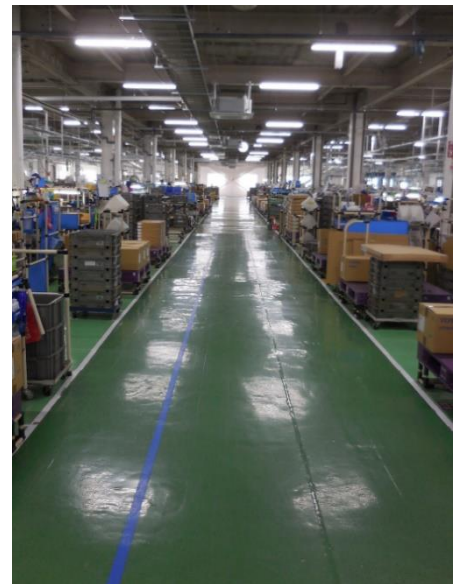
### POINT 1 4S活動を徹底し、転倒要因を取り除く

☞ 4Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。

<b>SEIRI</b> <b>整理</b> 必要ない物は捨てる	<b>SEITON</b> <b>整頓</b> 必要な物をすぐに取り出せるようにする	<b>SEISOU</b> <b>清掃</b> 綺麗に掃除をする	<b>SEIKETSU</b> <b>清潔</b> 整理・整頓・清掃を維持する
--	--	--	---

☞ 4S活動は労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

☞ 人の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

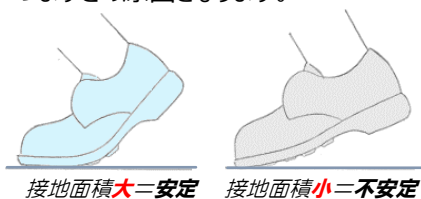


### POINT 2 移動や作業に適した靴を着用する

☞ 転倒の主な原因のうち、「滑り」と「踏み外し」は、靴底の滑りにくさを上げることで転倒リスクを下げるすることができます。

#### 1 靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと足に負担がかかるだけでなく、すり足になりやすく、つまずきの原因となります。

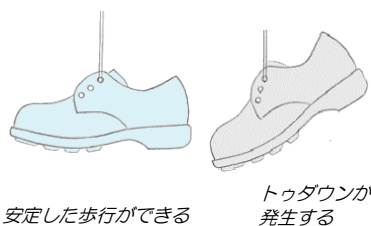


#### 2 靴の重量

靴が重いと足が上がりにくくなるため、すり足になりやすく、つまずきの原因となります。

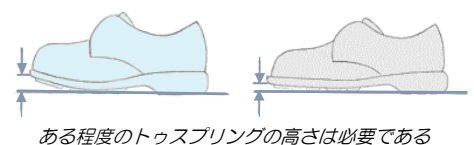
#### 3 靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに、すり足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



#### 4 つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、わずかな段差につまずきやすくなります。



#### 5 靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずき場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があります。



# POINT 3 職場の危険マップを作成して危険情報の共有を図る

## ステップ①

職場内の危険な箇所や危険な作業について、従業員の参加のもと、次の箇所等を洗い出します。

- ・過去に災害が発生した箇所
- ・ヒヤリ・ハット事例の多い箇所
- ・危険予知活動で注意が必要とされた箇所
- ・リスクアセスメントで注意が必要とされた箇所や作業



## ステップ②

危険を回避するために、従業員が注意すること、守らなければならないことを、全員参加で検討します。

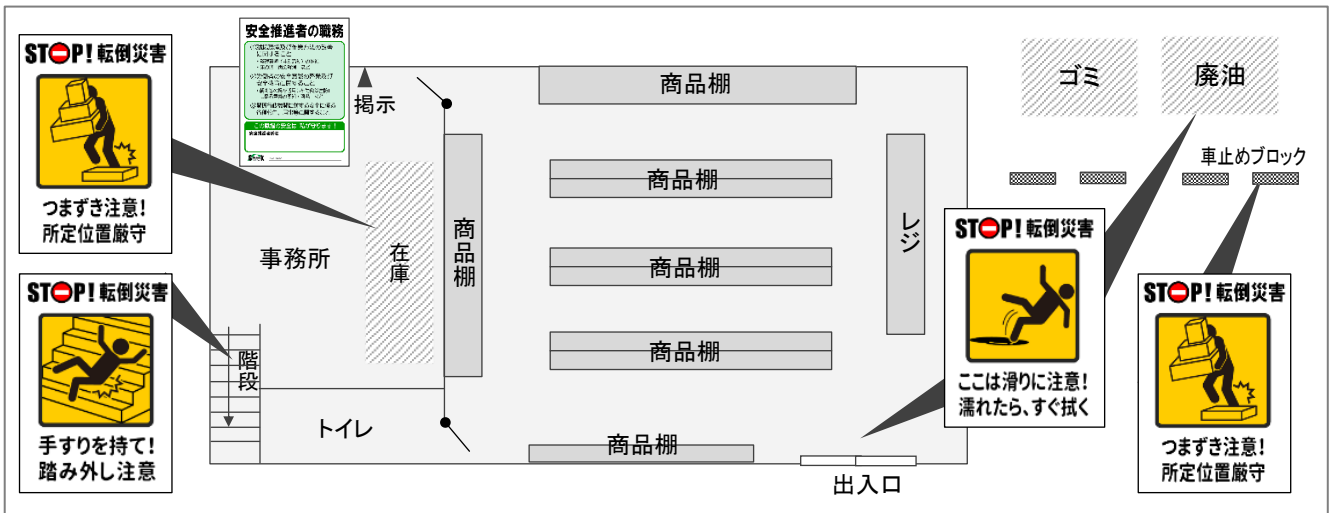
## ステップ③

職場マップに危険箇所を明示し、危険マップを作成します。危険箇所について遵守すべき事項等のコメントも記載します。

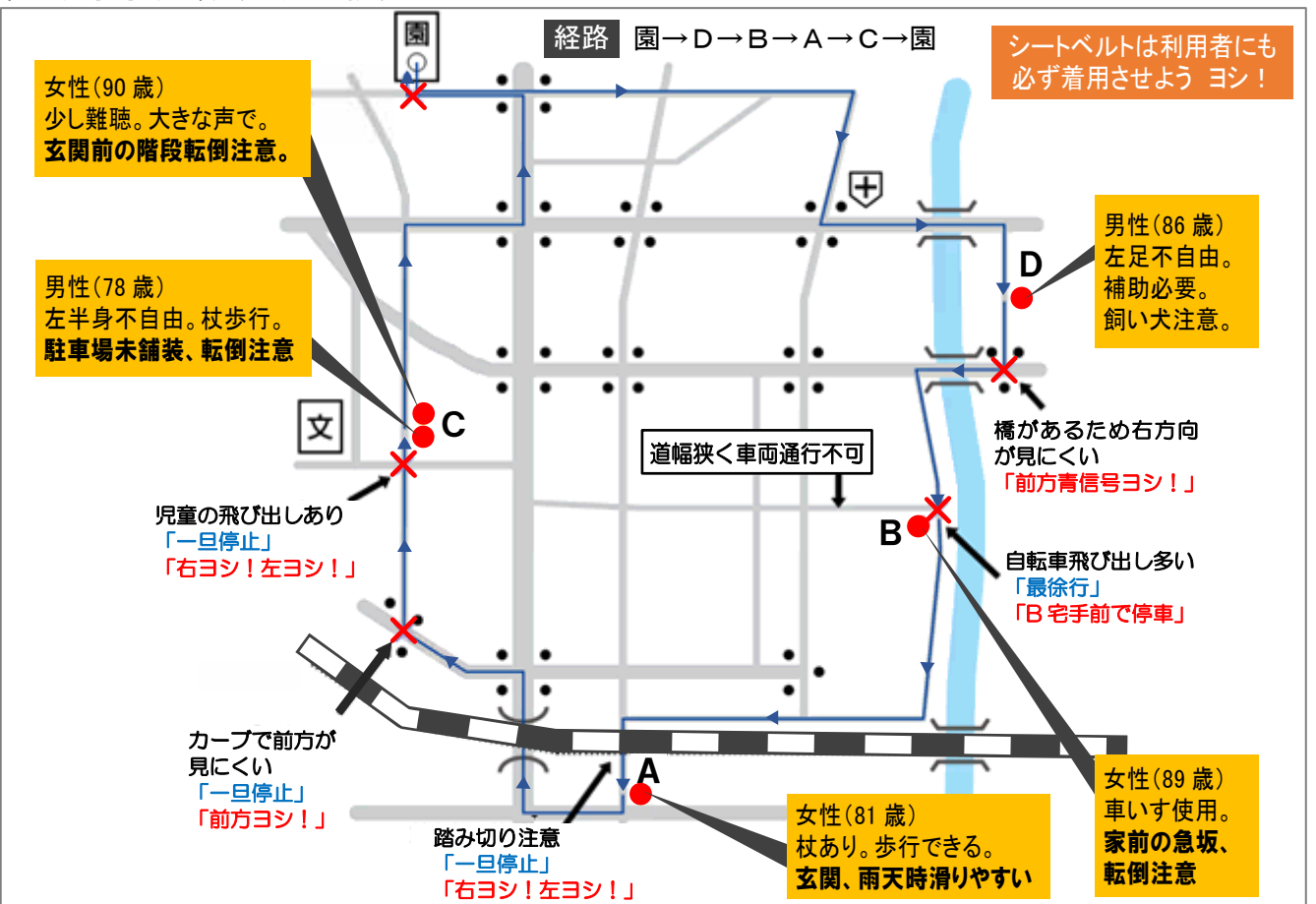
## ステップ④

従業員が集まる休憩室等に掲示し、注意喚起や安全意識を高めるようにしましょう。

### 小売業の作成例



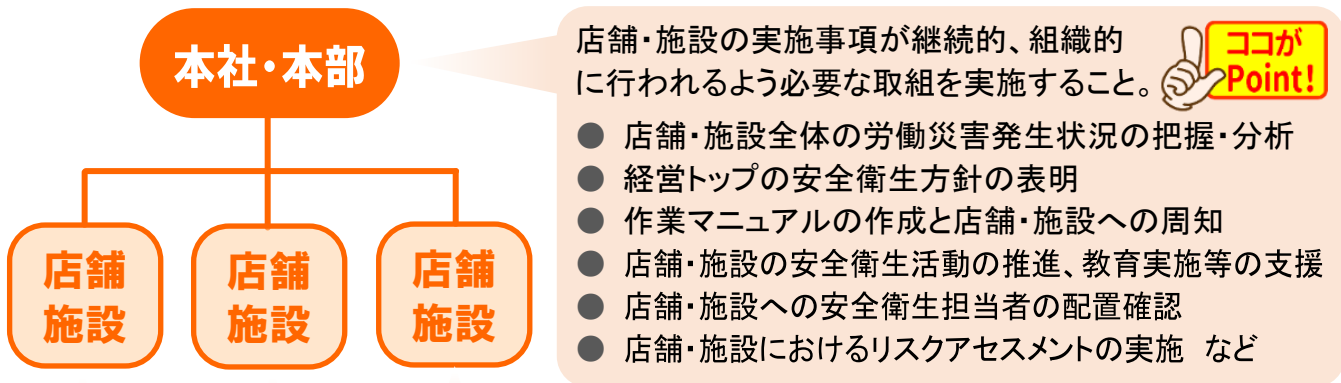
### 社会福祉施設（送迎業務）の作成例



# 安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会が主唱して展開する本運動は、経営トップの参画の下、本社・本部と店舗・施設における労働災害防止のための取組を促進し、「本社・本部」と「店舗・施設」の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険個所の除去、作業方法の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図り、小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させることを目的としています。



- STEP1**
- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動
  - 危険箇所の表示による危険の「見える化」
  - 作業マニュアルへの留意事項の追記及び周知・教育、朝礼等での安全意識の啓発
- STEP2**
- ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
  - KY(危険予知)活動による危険予知能力注意力の向上
  - 防滑靴、切創防止手袋等の着用 など
- STEP3**
- 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
  - 腰痛健康診断や体力チェックの実施
  - 腰痛・転倒予防体操の励行 など

## 主な取組事項の概要

### 1 経営トップによる安全衛生方針の表明

☞ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、**掲示**や従業員への**小冊子の配付**などにより周知します。

### 2 4S活動で災害の原因を取り除く

☞ **4 S**とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが**4 S**活動です。



☞ 4 S 活動は、労働災害の防止だけでなく、**作業のしやすさ、作業の効率化も期待**できます。

☞ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

☞ 荷物やゴミなど物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。

**Safe work OITA** (表示日) 年 月 日 (表示日) 年 月 日

### トップの所信表明

当社は『従業員の安全はお客様の安全の礎である』との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者と従業員が一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

**安全衛生の基本方針**

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る。
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる。
- ③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施する。
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する。

事業場名  
代表者職氏名  
(自筆で署名しましょう)

トップの所信表明 様式



### 3 KY活動で潜んでいる危険を見つける

☞ KYとは「危険 = K、予知 = Y」のことです。

KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。

☞「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



### 4 危険の「見える化」で危険を周知する

☞危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。

☞KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼り付けることで注意を喚起します。

☞墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていたら、そこでは慎重に行動することができます。



### 5 安全教育・研修で正しい作業方法を学ぶ

☞組織の本社や本部では、「どんな災害が起きているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして、店舗・施設では、この内容を従業員に教育します。

☞朝礼など、皆が集まる機会を利用して教育・研修を行う方法もあります。特に、初めて職務に就いた従業員には、雇入れ時に安全教育を行う必要があります。

### 6 全員参加により安全意識を高める

☞安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。

☞従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることが効果的です。

### 7 安全推進者を配置する



☞「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、次の第3号の業種で、常時10人以上の労働者を使用する店舗・施設では安全推進者を配置してください。

☞安全推進者には安全衛生活動・安全教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

安衛令第2条	該当する業種	労働者数	
		常時50人以上	常時10~49人
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	安全管理者の選任義務 安衛法第11条	安全衛生推進者の選任義務 安衛法第12条の2
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第3号	第1号、第2号以外の業種	安全推進者の配置対象	

### 安全推進者の職務

- ①職場環境及び作業方法の改善に関すること
  - ・整理整頓（4S活動）の推進
  - ・床の凹凸面の解消 など
- ②労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること
  - ・朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発 など
- ③関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

この職場の安全は、私が守ります!

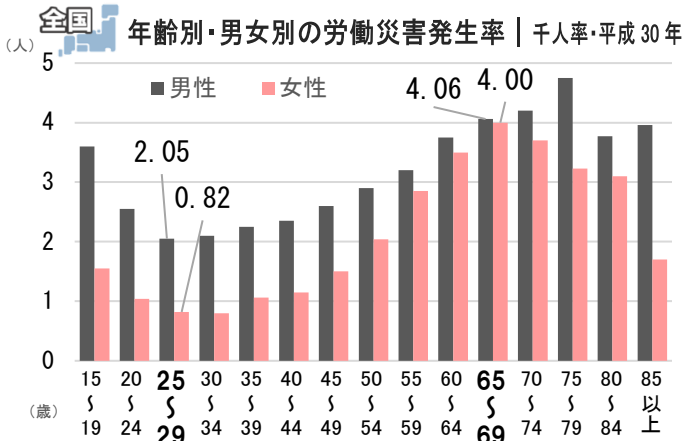
安全推進者氏名

Safework  
GUYA 法人名、登録番号

安全推進者 職務 様式



# 働く高年齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう



## 背景・現状

- ✓ 60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加しています。
- ✓ 労働災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は、27%に達しています。(令和元年)
- ✓ 労働災害発生率は、男女とも若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなっています。

右グラフのとおり、25～29歳に比べ65～69歳では、  
男性2.0倍 女性4.9倍

出典は労働力調査、労働者死傷病報告

ガイドライン全文



## ガイドラインの策定

高年齢労働者が安心して安全に働くことができる職場づくりのために、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定しました。

## ガイドラインで示す事業者の取組

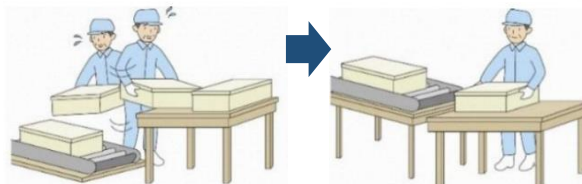
- 1 安全衛生管理体制の確立** 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定するとともに、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害について、リスクアセスメントを実施します。
- 2 職場環境の改善** 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます。以下の対策例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます。



防滑靴を利用する



通路を含め作業場所の照度を確保する

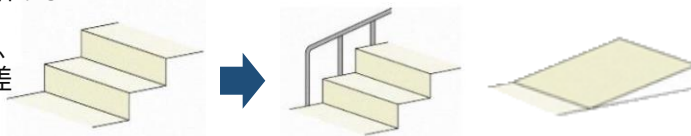


不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



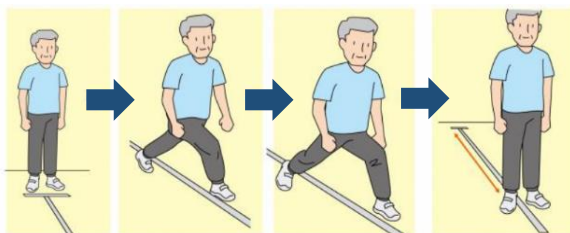
リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制する

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

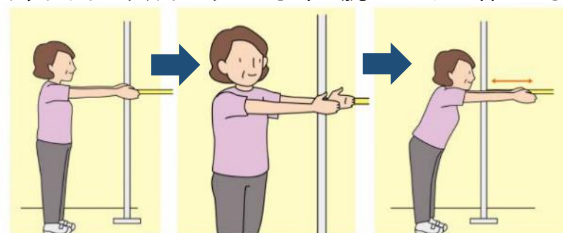


- 3 健康や体力の状況の把握** 健康診断を実施するとともに、体力チェックを継続的に行うよう努めます。

**2ステップテスト** 最大2歩幅を計測



**ファンクショナルリーチ** 水平に腕をどれくらい伸ばせるかを計測



- 4 健康や体力の状況に応じた対応** 個々の労働者の状況に応じて、適合する業務とのマッチングに努めます。

- 5 安全衛生教育** 作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します。経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。

陸上貨物運送事業者、荷主、配送先、元請事業者のみなさま

# 荷物の積み降ろしを安全に



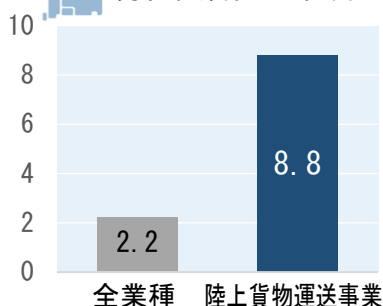
陸上貨物運送事業における労働災害は、全国、大分県ともに高止まりしています。

また、荷役作業中に発生した災害が全体の7割を占めていることから、この対策を講じることが急務となっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により配達需要の増加が見込まれる今、労働者が安全に安心して働けるよう、荷物の積み降ろし中の安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

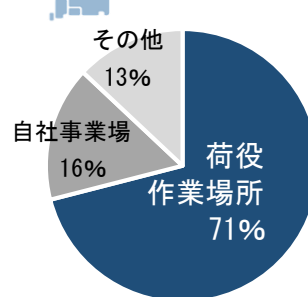
全国 労働災害発生率(千人率) | 令和元年



### 発生率は他業種の4倍

働く人 1,000 人あたりの死傷者数は、全業種平均と比較して高い数値となっています。

全国 労働災害の発生場所 | 平成 28 年



### 7割が荷役作業で発生

災害防止のためには、陸上貨物運送事業者だけでなく、荷主、配送先、元請事業者等の皆様の安全対策に対する理解と協力が不可欠です。



## 荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の再発防止対策

荷台等からの墜落



足を滑らせてリアバンパーから墜落



テールゲートリフターから墜落

☞ 「墜落時保護用」のヘルメットを着用しましょう

☞ 荷台への昇降設備を設けましょう

荷崩れ



固定ベルトを外した途端に木材が落下



ドラム缶とともに転落し、被災者直撃

☞ 積み付け時に、適切な固定・固縛を行いましょう

☞ 荷の崩壊等の危険ないことを確認した上で荷解きをしましょう

トラック後退時



後退誘導時にトラックと電柱との間に挟まれる



荷役作業指示中に、後退してきた別のトラックに接触

☞ 後退誘導のルールを定めましょう

☞ トラックを後退させるのは、後方確認ができる時だけにしましょう

QRコード  
参考資料のド

現場で取り組まれている好事例

東京労働局HP



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

厚生労働省HP



荷役作業の安全対策チェックリスト

厚生労働省HP



労働者、  
雇用主の  
皆さまへ

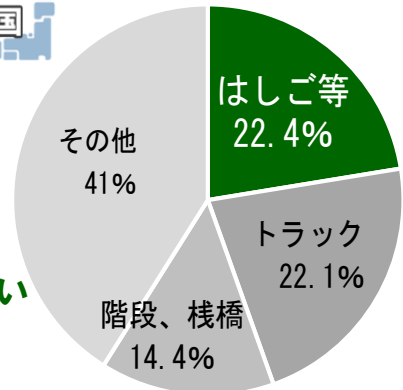
# はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

下記の事例や作業前点検リストを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

墜落・転落による休業4日以上 の被災者数

全国



**「はしご等」は墜落・転落災害の起因物で最も多い**

※平成23～27年の5年間の集計 ※出典：労働者死傷病報告

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

## 墜落・転落 死亡災害事例

出典 | 職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

### はしご

#### はしごの上でバランスを崩す

はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

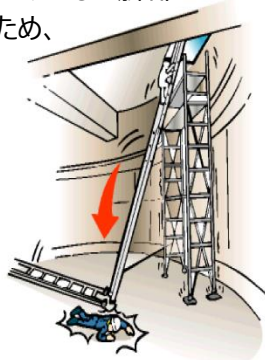


#### ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前に、より安全な代替策を検討すること

#### はしごが転移する

はしごを使って下りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれていたため、はしごが滑って墜落した。

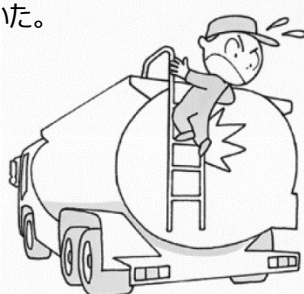


#### ワンポイント対策例

はしごの上端又は下端をしっかり固定すること。  
また、滑り止め箇所の点検及び補修を確実にすること。

#### はしごの昇降時に手足が滑る

はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。耐滑性の低い靴を使用していた。



#### ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼ること。  
耐滑性の高い靴と手袋を使用すること。

### 脚立

#### 脚立の天板に乗りバランスを崩す

脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



#### ワンポイント対策例

天板に乗っての作業は、簡単にバランスを崩しやすいので禁止すること。  
より安全な代替策を検討すること。

#### 脚立にまたがってバランスを崩す

脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



#### ワンポイント対策例

作業前に周囲に危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を採用すること。  
脚立の片側を使って3点支持※により作業を行うこと。

#### 荷物を持ちながらバランスを崩す

手に荷物を持って脚立を下りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



#### ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持※を守ること。

※3点支持とは、通常、両手、両足の4点のうち3点により身体を支えることを指す。また、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

## はしごや脚立を使う前に、まず検討！



- Q はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- Q 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車等に変更できませんか？

※足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。

※はしごは、原則、昇降のみに使用してください。

### 十分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立を安全に使用してください

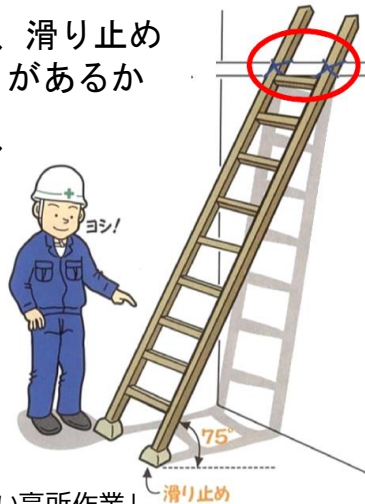


## はしごと脚立の安全使用のための作業前点検リスト

作業現場の点検をして、すべてにチェックがついた状態になってから作業を始めましょう。

### はしご

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか
- (はしごをボルトで取り付けている場合) ボルトが緩んでいないか、また、腐食していないか
- はしごの上端を、上端床から 60 cm 以上突き出しているか
- はしごの立て掛け角度は、75 度程度となっているか
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みがないか
- はしごの足元に、滑り止め（転位防止装置）があるか
- 靴は脱げにくく、滑りにくいのか
- ヘルメットを着用し、あご紐を締めているか



既設はしごを使う時も点検しましょう

出典 | 「シリーズ・ここが危ない高所作業」  
中央労働災害防止協会編

### 労働安全衛生規則で定められている事項

#### 移動はしご（安衛則第 527 条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

### 脚立

- 脚立は安定した場所に設置しているか
- 開き止めに確実にロックをかけているか
- ねじ・ピンの緩み又は脱落、踏みさんの明らかな損傷はないか
- ヘルメットを着用し、あご紐を締めているか
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いているか
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させているか
- 天板上や天板をまたいで作業をさせていないか
- 作業は 2 段目以下の踏みさんを使用しているか
- 作業を頭の真上でしていないか
- 荷物を持って昇降していないか



**高さ 2 m 以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です**

### 労働安全衛生規則で定められている事項

#### 脚立（安衛則第 528 条）

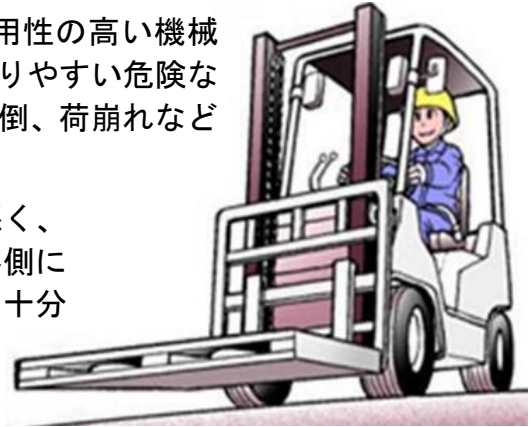
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を 75 度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

# フォークリフトによる労働災害を防止せよ

フォークリフトは多くの産業で使用されている汎用性の高い機械ですが、労働災害が発生した場合は、重篤な災害となりやすい危険な機械でもあります。周辺の作業者との接触、転落や転倒、荷崩れなど様々な危険性があります。

また、前方に荷積みをするため、運転者の視界が悪く、後輪操舵のために、角を曲がる時に車体が大きく外側に膨らむなどの特性があり、これらの特性を踏まえて、十分な安全対策をとる必要があります。

フォークリフトを使用するときに必要な安全対策をまとめましたので、自社の対策は十分であるかどうか点検・改善をいただき、フォークリフトの安全対策を確立しましょう。



## 1 フォークリフトの作業計画を定めていますか？

フォークリフトを使用するときは、作業場所の広さや地形、使用するフォークリフトの種類や能力、荷の種類や形状に適応した**作業計画**を定めなければなりません。

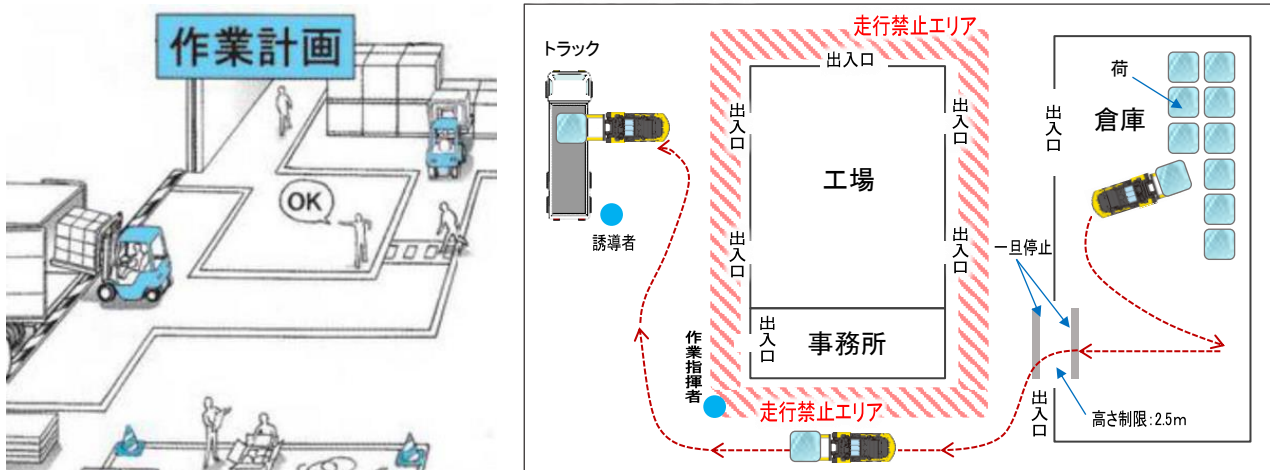
作業計画にはフォークリフトの**運行経路**やフォークリフトによる**作業の方法**を示すことが必要です。特に、運行経路の設定は、運行経路上を立入禁止にするなど、フォークリフトと人との接触を防止するためにも重要です。

そして、作業計画に従って作業が行えるよう、**関係労働者に作業計画を周知**しましょう。

【様式例】  
フォークリフトの  
作業計画



### 【運行経路の例】



## 2 作業指揮者を配置していますか？

複数の労働者が作業を行うときは、**作業指揮者**を配置しなければなりません。

作業計画に従って作業が行われるよう、作業指揮者に労働者を指揮させましょう。

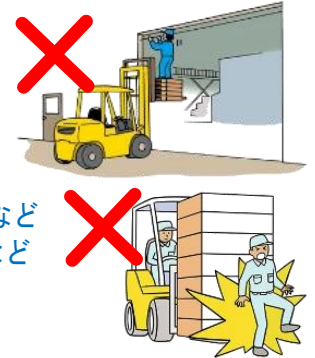
作業指揮者の氏名を作業計画などに明示し、作業者が作業計画に反した場合に直ちに注意・指導を行うなど、適切な作業指揮を行わせましょう。



### 3 フォークリフトを使用する際の安全ルールを定めていますか？

フォークリフトを使用する際の**安全ルール**を明確に定め、関係労働者に周知し、安全ルールを遵守させることが重要です。次に掲げる事項を書面などで明確に定めましょう。

- 制限速度
- フォークリフトの走行場所と歩行通路
- 立入禁止区域 **フォークリフトの進入禁止区域、作業者の立入禁止区域**
- その他の禁止事項 **運転席以外の搭乗の禁止、用途外使用の禁止など**
- 運行経路上に立ち入って作業を行う必要がある場合の方法  
誘導者の配置や作業エリアの設定、フォークリフトの進入禁止措置の方法など
- 合図の方法 **やむを得ずフォークリフトに近づく必要があるときや誘導時など**
- フォークリフトの運転者が遵守すべき事項
- 周辺の作業者が遵守すべき事項 など



### 4 安全ルールを守りやすい職場環境となっていますか？

安全ルールを定めただけでは労働災害は防げません。

労働者が安全ルールを遵守するよう**安全教育**を定期的を実施しましょう。

安全担当者は、**職場巡視等の安全活動**を通じて遵守状況を確認し、守れていない労働者に対しては**適切に指導**しましょう。

労働者が安全ルールを把握しやすいように職場環境を整えることが重要です。

改善例を掲載しましたので、これらを参考に**職場環境の改善**を図りましょう。

- 作業者が歩行するための通路を路面や床面に表示
- 走行範囲と作業者の作業範囲、歩行範囲の区分を表示
- 路面に横断歩道、一旦停止の表示
- 制限速度、立入禁止標識、注意喚起標識の設置
- カーブミラーの設置
- パトライトをフォークリフトに設置
- 安全な作業手順、安全確認事項などを掲示
- 遵守すべき事項を見やすい箇所に掲示



※改善例はほんの一部です。その他にも職場環境の改善につながるものがあれば、率先して実践しましょう。

### 5 その他

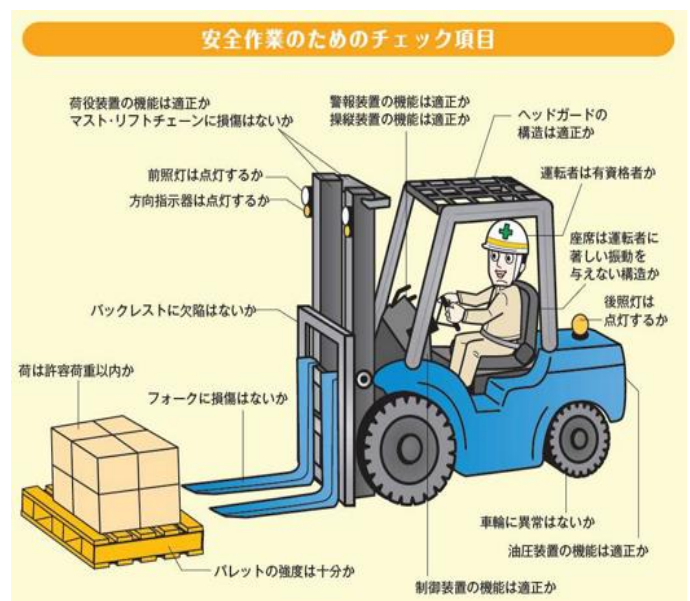
#### ① 運転資格について

運転には**フォークリフト運転技能講習**などの資格が必要です。最大荷重が1 t未満のフォークリフトの運転は**フォークリフト運転特別教育**でも認められています。

#### ② 定期自主検査について

フォークリフトは月次と年次の**定期自主検査**の実施が義務付けられています。このうち、年次の自主検査は**特定自主検査**と呼ばれ、検査業者か、事業内の検査資格を有する者でなければ行うことができません。

その他に、**作業開始前点検**を実施する必要があります。



大分の夏を冷やせ!

# STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備期間

← キャンペーン期間

重点取組期間 →

大分県では、令和2年に108人（前年比+30人）が、職場における熱中症で治療を受けました。そのうち、休業4日以上が11人（前年比+3人）で、1人が死亡しました。

下記の期間ごとの実施事項を参考に、キャンペーンを展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の基本的対策として、マスク着用をお願いしていますが、高温・多湿な環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、マスク着用時は強い負荷の作業や運動は避け、こまめな水分補給や涼しい服装を心がけるなど、「新しい生活様式」と「熱中症予防」を両立させましょう。

## 準備期間 4月

□ JIS B 7922 に適合した暑さ指数 (WBGT 値) 計を準備する。



□ 暑さ指数に応じ、作業の中止、休憩時間の確保など、余裕を持った作業計画をたてる。

□ 暑さ指数を下げる方法を検討する。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保する。



□ 通気性のいい作業服を準備する。送風機能のある作業服や、クールベストの着用を検討する。



空調ハーネス対応



クールベスト

□ 熱中症防止対策について労働者に教育する。



□ 熱中症予防管理者を選任し、責任体制を確立する。



□ 搬送する病院や緊急時の対応について確認し、周知する。

## キャンペーン期間 5/1~9/30

**STEP 1** 暑さ指数計で暑さ指数 (WBGT 値) を測定する。

**STEP 2** 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した WBGT 値に応じて以下の対策をとる。

□ WBGT 値を下げるための設備を設置する。

□ 休憩場所を整備する。

□ 涼しい服装などを選択する。

□ WBGT 値が高い時は、**単独作業を控え**、WBGT 値に応じて**作業の中止**、**こまめに休憩をとる**などの工夫をする。

□ 暑さに慣れるまでの間は**十分休憩をとり**、**1週間程度かけて徐々に身体をならす**。特に入職直後や夏季休暇あけは注意する。

□ のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分をとる**。

□ 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経系の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢などがあると熱中症にかかりやすくなる。医師の意見を聴いて人員を配置する。

□ 前日のお酒の飲み過ぎ、寝不足はないか、朝食をきちんと取ったか、管理者は確認する。

□ 管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認する。

**STEP 3** 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視により次の事項を確認する。

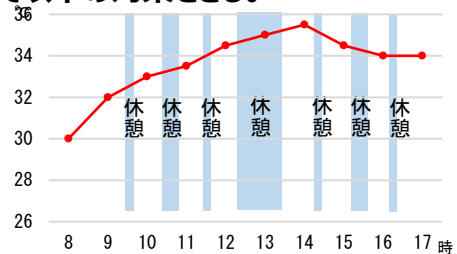
□ 暑さ指数の低減対策は実施されているか

□ 暑さに慣れているか

□ 水分や塩分を取っているか

□ 体調は問題ないか

□ 作業の中止や中断をさせなくてよいか



□ 異常時の措置  
少しでも異変を感じたら…

- ☞ 一旦作業を離れる
- ☞ 病院へ運ぶ、又は救急車を呼ぶ
- ☞ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 重点取組期間 7月

□ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

□ 梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底する。 □ 水分、塩分を積極的にとらせる。

□ 睡眠不足、体調不良、前日の飲み過ぎに注意する。当日の朝食はきちんと取る。

□ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行う。

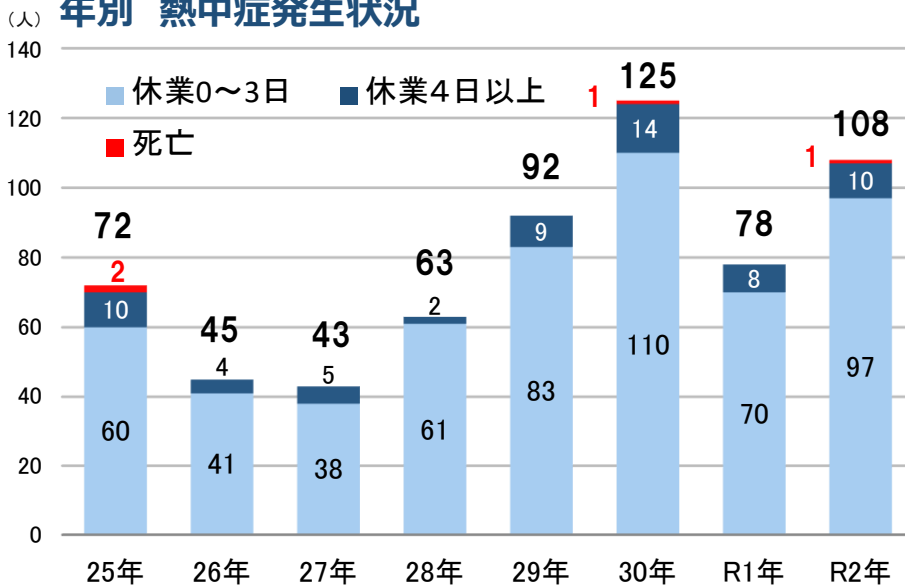
□ 異常を認めたときは、**ためらうことなく病院に搬送する。**



# 大分県の職場における熱中症発生状況

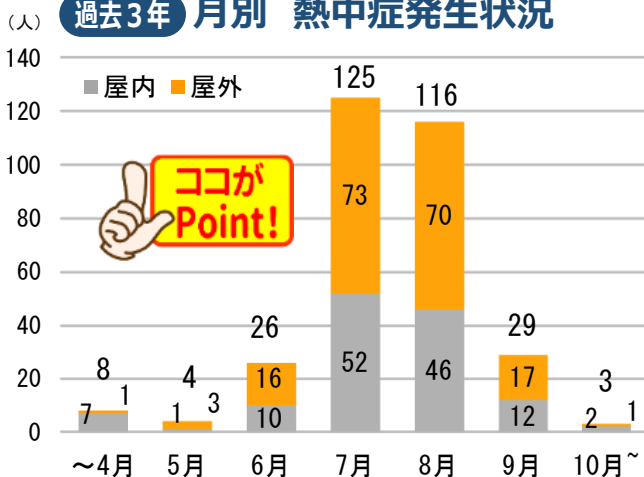
※労働者死傷病報告、療養の給付申請書等により把握した件数。※「過去3年」は平成30年、令和元年、令和2年の集計値

## 年別 熱中症発生状況



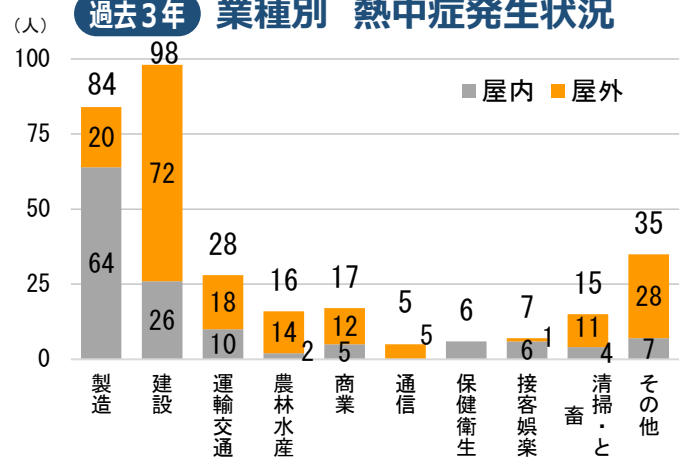
- 👉 令和2年は、前年から30人増加し、集計を開始した平成25年以降で2番目の発生件数でした。
- 👉 令和2年は、産業廃棄物処理業において死亡災害が発生しました。
- 👉 死者は、過去8年間で4人です。

## 過去3年 月別 熱中症発生状況



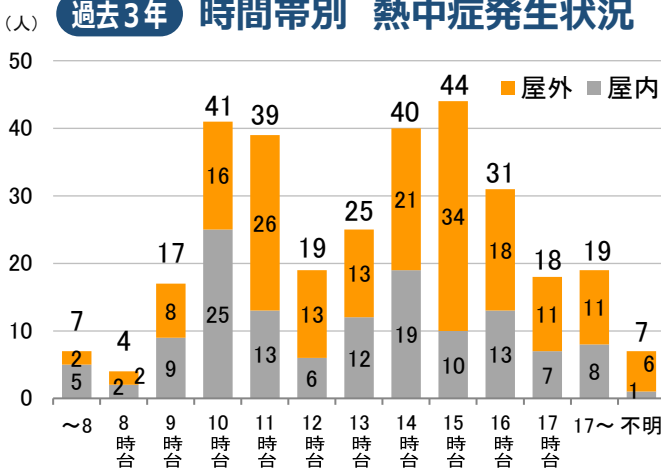
- 👉 約8割が、7月と8月に発生しています。このようなことから、重点取組期間の予防対策に万全を期して、この2か月に臨むことが重要となります。

## 過去3年 業種別 熱中症発生状況



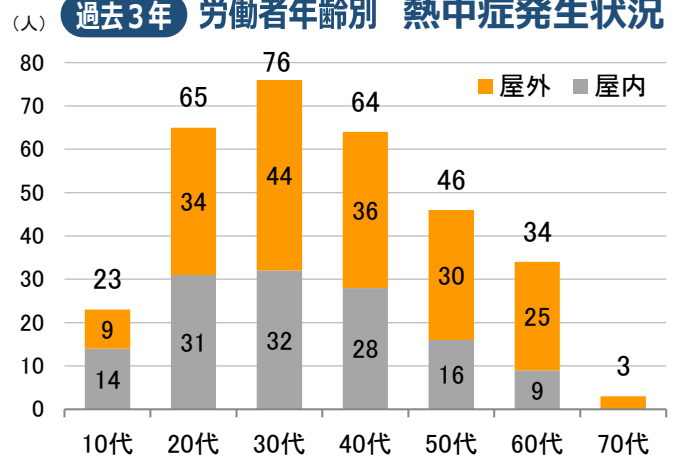
- 👉 製造業と建設業の合計で、約6割を占めています。
- 👉 製造業は屋内作業場、それ以外は屋外作業場における予防対策を重点的に講じる必要があります。

## 過去3年 時間帯別 熱中症発生状況



- 👉 屋外では作業開始から約3時間後、屋内では作業開始から約2時間後に発生のピークができています。効果的な休憩を取得させるための目安にしてください。

## 過去3年 労働者年齢別 熱中症発生状況



- 👉 10代と20代で約3割を占めています。夏季の作業経験が少ない等の原因が考えられます。
- 👉 若年層に対する熱順化の配慮とともに、必要な教育を確実に実施していただくをお願いします。

# 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための 取組の5つのポイントを確認しましょう

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための「取組の5つのポイント」は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には次の**職場における感染防止対策の実践例**を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

## POINT ① テレワーク・時差出勤等を推進していますか？

厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知、テレワーク導入のためのリーフレットの周知等を行っています。職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。



テレワークに関するリーフレットは、厚生労働省HPから。

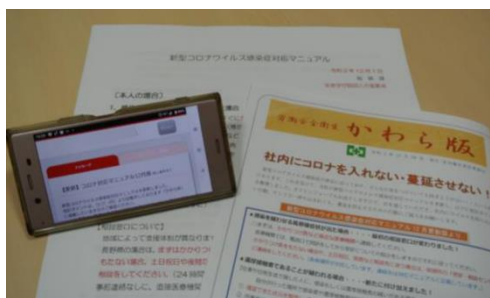


「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」全文



- ☞ 出社が必要な業務以外は、極力テレワークを推奨している。
- ☞ オンライン会議用の個人ブースを事業場内に設置することで、対面での会議からオンラインでの会議への転換を推奨している。

## POINT ② 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定めて、実行できる雰囲気を作っていますか？



- ☞ 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有している。
- 〔手順〕
- ① 感染リスクのある社員の自宅待機
- ② 濃厚接触者の把握
- ③ 消毒
- ④ 関係先への通知など



- ☞ サーマルシステムを設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- ☞ 本システムでは、マスク着用の検知を行い、マスク未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

## POINT ③ 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスクの着用徹底など、密にならない工夫をしていますか？



- ☞ 飛沫感染防止のため、執務室にパーティションを設置している。



- ☞ 社員食堂の利用待ちの際、入口近くに密集して並んでいた状況を改善するため、床に2m間隔でテープを貼り、テープに沿って待つことにより利用待ちの際の密を回避している。



- ☞ 30分ごとに2分間の換気を行うことをルール化し、確実に実施するため、職場にタイマーを設置している。



- ☞ エレベーターの床に足形を表示することで、職員間の距離を確保し、対面を避けるようにすることで密にならないようにしている。

## POINT 4

休憩所、更衣室などの「場の切り替わり、や飲食の場など」感染リスクが高まる『5つの場面』での対策・呼びかけをしていますか？

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00～16:00	①11:00～12:00 ②11:30～12:30	8時間
2直	16:00～1:00	①20:00～21:00 ②20:30～21:30	8時間

☞ 休憩時間の3密回避のため、休憩時間帯を2つに分けている。



☞ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーティションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置している。

## POINT 5

手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を実施していますか？



☞ 自動販売機のボタン、コピー機のボタン、ドアノブ、階段の手すりなどの多くの人に触れる箇所について、担当者を決め、定期的にアルコール除菌剤でふき取り、消毒を実施している。



☞ 複数人が触るドアノブにアタッチメントを取り付け、肘や腕を使ってドアを開くことができるようにしている。



☞ 引戸の取っ手を介した感染を防止するため、ドアに金具を取り付け、足でドアを開放できるようにしている。



☞ 来客者が共用する筆記用具、スリッパ等について、使用後の消毒を徹底するとともに、消毒済みのものと使用済みのものが混同しないように場所を区画して配置している。



☞ 複数人が使用する会議室について、消毒済みであることを明示することで備品の共用等を避けるよう工夫している。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的にしたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、上記の感染症対策の実践例を参考に検討してください。





# 大分労働局独自の取組

大分労働局及び各労働基準監督署では、自主的な安全衛生管理をより一層推進し、安全な職場環境を形成するため、下記の取組を展開しています。

## 経営トップの安全衛生に関する所信表明

トップの所信表明 大分



経営トップがその所信を表明することにより、労使双方が労働災害防止のための共通認識を持ち、一丸となって取り組むことが重要です。

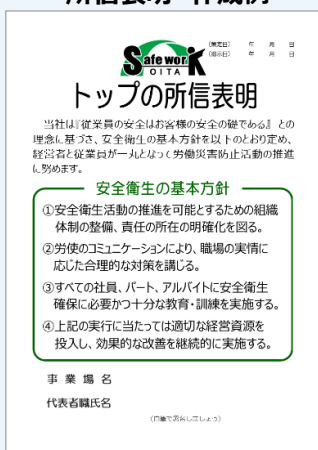
大分労働局管内の事業場において、実際に経営トップが行った所信表明を、同意を得た上で公表させていただいています。

ここにある所信表明を参考にしながら、さらなる労働災害防止、快適な職場環境の形成が図られることが期待されます。

特設ページ



所信表明 作成例



所信表明 様式



## 各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動

2 項目重点労働災害防止運動



作業に応じて、守るべきものは多い。その中で「これだけは絶対に守るぞ」という目標を2つに絞り込む。

各建設現場において、自らが遵守すべき安全事項を協議し、特に遵守すべき2項目に絞り込み、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識レベルを高め、安全作業の意思統一をするものです。本運動参加事業場は、企業名及び工事名称を公開しています。

掲示例

この現場は2項目重点労働災害防止運動に参加しています

これだけは絶対守るぞ！

- ① クレーン作業は「3・3・3運動」実施で安全確認を徹底する
- ② 名前で呼び合う掛け声運動の徹底で不安全行動を撲滅する

〇〇建設工業(株) 〇〇ビル新築工事

特設ページ



取組宣言提出表 様式



## 参加事業場は大分労働局ホームページで公開中

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 法令・制度 > 職場の安全確保

提出先 大分労働局健康安全課 または 県内の各労働基準監督署(FAX可)

## 大分県建設機械シートベルト着用運動 ～建設機械でもシートベルト着用は常識です～

シートベルト着用運動 大分



建設機械の転倒・転落による死亡災害において、その大半は、オペレーターが運転席から投げ出され、その下敷きとなったものです。

近年製造された建設機械は、転倒時保護構造(ROPS)とシートベルトが装備されていることから、死亡災害の中にはシートベルトを着用していれば防げた事故も含まれています。

このようなことから、大分県では建設機械のシートベルト着用運動に取り組んでいます。



# 安全衛生優良企業公表制度

## 安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去 3 年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3 年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

## 認定のメリットは？

認定を受けると、認定マークを利用し、健康・安全・働きやすい優良企業であることを有効に求職者や一般の方に対して PR できたり、優良マークを広報、商品に使用し、取引先や求職者に対して PR できます。厚生労働省は、この制度を積極的に PR するとともに、企業名を厚生労働省のホームページに公表し、優良企業の認知度を高めるほか、調達における一般競争入札で加点評価されるなど、インセンティブの検討を続けていきます。

また、企業の求人のホームページや就職サイトのページ、その他各種求人活動における従業員の募集にあたって使用する広告や文書に「安全衛生優良企業」である旨を記載いただいたり、マークを掲載していただき、求職者へのアピールをしていただけます。

## 問合せ・申請先は？

認定申請先は、大分労働局労働基準部健康安全課です。

診断サイトはこちら



シンボルマーク



# 「見える」安全活動コンクールの優良事例

## コンクールの趣旨・目的

厚生労働省では、「あんぜんプロジェクト」の一環として、平成 23 年度から、毎年、事業場・企業における安全活動の活性化を図るため、「見える」安全活動コンクールを開催しています。

このコンクールでは、事業場等で実施されている労働災害防止活動の「見える化」事例を募集し、広く国民から投票を募り、優良事例選考委員会において評価、選考して優良事例を決定することで、事業場等の安全活動の「見える化」への取組を活性化することを目的としています。

## 令和 2 年度及び過去の優良事例

10 回目となった令和 2 年度のコンクールは、503 件の応募の中から、創意工夫が認められた事例、簡易な取組であるが効果的であると評価された事例等、優良な 70 の事例が選考され、あんぜんプロジェクトの特設サイトで公開されています。

また、同サイトでは、過去 9 回分の応募作品と優良事例がご覧いただけます。

### 転倒災害を防ぐための「見える化」事例



歩くべき箇所を「見える化」

段差の高さを「見える化」

### 令和 2 年度優良事例



### 過去 9 回の優良事例



### 令和 2 年度コンクール優良事例の類型

- 転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」 16 事例
- 熱中症を予防するための「見える化」 14 事例
- 高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の「見える化」 4 事例
- メンタルヘルス不調を予防するための「見える化」 4 事例
- 外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害を防止するための「見える化」 3 事例
- 化学物質による危険有害性の「見える化」 4 事例
- 通勤、仕事での健康づくりや運動の「見える化」 4 事例
- その他の危険有害性情報の「見える化」 21 事例

## 関係機関連絡先

名称	所在地	電話番号・FAX番号	管轄区域
労働基準監督署	大分労働基準監督署 〒870-0016 大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 2F	安全衛生課 ☎ 097-535-1513 Fax 097-536-2471	大分市・別府市・杵築市・ 由布市・国東市・日出町・ 姫島村
	中津労働基準監督署 〒871-0031 中津市大字中殿 550-20 中津合同庁舎 2F	☎ 0979-22-2720 Fax 0979-22-2959	中津市・豊後高田市・ 宇佐市
	佐伯労働基準監督署 〒876-0811 佐伯市鶴谷町 1-3-28	☎ 0972-22-3421 Fax 0972-24-0934	佐伯市・臼杵市・津久見市
	日田労働基準監督署 〒877-0012 日田市淡窓 1-1-61	☎ 0973-22-6191 Fax 0973-22-4855	日田市・玖珠町・九重町
	豊後大野労働基準監督署 〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9 三重合同庁舎 4F	☎ 0974-22-0153 Fax 0974-22-7315	竹田市・豊後大野市
大分労働局 労働基準部 健康安全課	〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2ソフィアプラザビル 6F	☎ 097-536-3213 Fax 097-537-7422	